



輸出絹織物取締法中改正法律案  
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及  
報告候也

昭和十一年五月一十一日

委員長 伯爵林 博太郎

貴族院議長公爵近衛文麿殿

1

輸出組合法中改正法律案

報告候也  
昭和十一年五月二十一日

卷一百一十一

貴於陰語  
卷之三

昭和六年法律第四十號中改正法律案

報告候也

昭和十一年五月二十一日

委員長 伯爵林 博太郎

貴族院議長公爵近衛文麿

自効車製造事業法案

自動車製造事業法案

報告候也

昭和十一年五月二十一日

委員長 伯爵林 博太良

貴族院議長公爵近衛文麿

〔伯爵林博太郎君演壇ニ登ル〕

○伯爵林博太郎君 只今日程ニ上ボリマシ

タル重要輸出品取締法案外四件ニ付キマシ  
、手引書會、監督、即假言文ノアハ、

特別委員會ノ經過ヲ御報告致シマス、  
且必要  
ニ至  
ヘ  
頗  
ノ  
重  
キ、  
ジ  
ア  
リ、

此ノ五案ハ頗ル重要ナモノアリ、且必要ニ、アリマスレ關係上、全會一致ヲ以

モハアリマスル關係上、全會一致云以  
可決ニ相成リマンタ、只今ヨリ其ノ經過

ニ付キマシテ、或ルベク簡潔ニ御報告ヲ致  
シマス、此ノ特別委員會ハ二十日、二十一

日ニ瓦リマシテ、慎重審議致シマシタノデゴザイマス、重要輸出品取締法案、輸出絹織物取締法中改正法律案、此ノ三案へ何レモ今日海外ニ對シテ貿易隆盛ノ情況ト相成リマシタノデゴザイマスノデ、極メテ重要ナ法律案デゴザイマス、デ從來ヘ組合ニ委セマシテ輸出ヲ獎勵致シテ居リマシタガ、斯クノ如ク殷盛トナリ且競争ガ激シクナリマスト云フト、兎角粗製濫造ニ流レ易クアルシ、又屢々其ノ憂ガアツクノデアル、是故ニ輸出製品ノ聲價ヲ落サナイヤウニ、其ノ必要上カラ此ノ法律案ガ出來タノデゴザイマス、即チ不合格品ノ監督ヲスルト云フコトガ不十分デアツクソラ、此ノ際補フ必要ガ起ツタノデアル、デ不合格製品ノ輸出ヲ阻止スル爲ニハ、出來ルダケ其ノ改善ヲ加ヘナケレバナラナクナツテ來タノデアリマス、又輸出商ノ暴利ヲ取締リ、製産者ノ成ルベク有利ニナルヤウニ、其ノ調節ヲ圖ッタコト、中小輸出業者ガ大輸出業者カラ壓迫ヲ受ケテ居ツタノヲ、之ヲ緩和スルト云フコトノ必要上カラモ、法規ニ依ツテ取締ルコトガ起ツテ來タノデアリマス、是ハ提案ノ理由デアリマスルガ、委員會ニ於キマシテハ非常ニ綿密ナ質問應答監督ヲスルカ、之ニ付キマシテハ、朝鮮ニガゴザイマシタ、其ノ一二ヲ擧ゲテ申シマスレバ、外地即チ例ヘバ朝鮮デ加工シタ粗製品ヲ輸入スル場合ニハ、如何ニ内地カラヲ緩和スルト云フコトノ必要上カラモ、法規ニ依ツテ取締ルコトガ起ツテ來タノデアリマス、是ハ提案ノ理由デアリマスルガ、委員會ニ於キマシテハ非常ニ綿密ナ質問應答監督ヲスルカ、之ニ付キマシテハ、朝鮮ニ云フ質問ニ對シマシテハ、茲ニ彈力性ヲ持検査モスルノデアル、重要輸出品十八以外ノ輸出品ハ、ドウ云フ風ニヤル考デアルカト、テシタノデアリマスルガ、是ハ省令ニ於テ

其ノ必要ニ應ジテ新シイモノヲ追加シテ行  
ク考デアル、生絲ハ何故此ノ中ニ入ッテ居ラ  
ヌノデアルカ、是ハ今迄ノ沿革上、農林省ノ  
方デヤシテ居ルヤウナコトデアリマスカラ、  
其ノ沿革ニ於テ今回此ノ中ニ入レテナイン  
デアル、又輸出業者其ノ他ノ参考トシテ、  
商品陳列所ト云フモノヲ置ク必要ハナカラ  
ウカ、之ニ對シテハソレ等ノコトハ大イニ  
考慮スルト云フコトデアリマス、又重要な  
點ハ此ノ販路指導ノ原則デアリマス、如何  
ニ日本デ必要ダト思ヒマシテモ、外國ニ於  
テ其ノ必要ヲ認メナイ場合モアルシ、又其  
ノ必要ノ種類ガ變ツテ來ルコトモアルノデア  
ルシ、其ノ時代ニ應ジテ色々ノ關係ガ彼我  
ノ間ニ起ツテ來ル、其ノ生産ノ利害ノ衝突ヲ  
避ケルト云フコトハ出來ルダケヤリタイノ  
デアル、例ヘバ「ドライ」デハ鉛筆ガ「バヴ  
アリヤ」デ澤山出來ル、其處ヘ日本カラ鉛  
筆ヲ持ツテ行クト云フコトヘ、色々外交其ノ  
他ニ於テノ感情ノ衝突モ起ルヤウナコトモ  
アリマスカラ、ソレ等モ注意シナケレバナ  
ラヌ、或ハ半製品トシテ輸出スル方ガ、全  
製品トシテ輸出スルヨリモ適切デアルト云  
フヤウナ、サウ云フ外國ニ對シテハ又其ノ  
事情ニ應ジテ貿易ヲサセルト云フヤウニ、  
色々此ノ際ニ於テ考慮ラシテ居ルノデアル、  
ソレカラ生産者ト輸出組合トノ連絡竝ニ其  
ノ統制如何ト云フ問題ニ付キマシテ慎重ニ  
審議致シマシタ、是ハ十分ニ連絡ヲ取ル積  
リデアル、例ヘバ昨年ノ日印通商條約ト云  
フヤウナモノガ出來タノデアリマスガ、日  
本ノ綿織物ノ輸出組合ガ其ノ際ニ出來タノ  
デアル、是ト連絡ヲサセル爲ニ、其ノ生産  
業者、輸出業者、棉花ノ輸入業者竝ニ當該  
官吏、是等ガ一緒ニナリマシテ統制協議會

ト云フモノヲ造ッタノデアリマス、成ルベク  
案ヘ之ニ懸ケテ、其ノ承認ヲ經タ上ニ統制  
ニ移ス、斯ウ云フ考デアルト云フコトデア  
リマス、又第十四條ノ工場ノ検査ニ於キマ  
シテノ質問ガゴザイマシタ、工場ニ於キマ  
シテハ、輸出ニ付テハ特ニ特殊ノ技能ヲ要  
シ、其ノ製作上ニ於テ特殊ノ發明等ノコト  
ガアルカラ、其ノ實驗ヲスルヤ部屋ナドニ、  
ヤクランニ検査員ガ入ラレテハ非常ニ困ルコ  
トガ多イデヘナカラウカ、邪魔セヌ迄モ檢  
查ヲシテ無理ナ註文ヲスルヤウナコトガアッ  
テハ、甚ダ貿易ノ發展上困ルコトガ起リヤ  
シナイカト云フ質問ニ對シマシテハ、此ノ  
検査員ハ出來上ツタ品物ノ中ノ不合格品ヲ、  
海外ニ輸出スルヤ否ヤト云フ疑ガ動機デアッ  
テ検査ヲスルノデアッテ、工場ノ中デ如何ニ  
製作シツ、アルカノ過程ヲ検査スルノデハ  
ナインガ目的ナノデアル、此ノ検査ト云フ  
精神ヲ誤ラナイ以上ハ、マア實際問題トシ  
テハサウ云フヤウナ不都合ハ起ラナイ、併  
シナガラ密輸出ヲスルトカ、或ハ其ノ間ニ  
手加減ヲシテ妙ナ物ヲ、不合格品ヲ合格品  
ニ見セルヤウナコトノマア發明ト云フカ、  
サウ云フ風ノ考デ以テヤツタ場合ハ別デス  
ガ、先ツ常識ニ於テハサウ云フ風ナコトハ  
起リ得ナイト考ヘルト云フコトデアリマス、  
此ノ検査合格ノ標準、是ハ消極的デアリマ  
シテ、最低ノ合格ノ標準ヲ立テタノデアリマ  
ス、良イ品物ノ中ニ一等品、二等品、三等  
品ト云フヤウナコトヲヤツテハ、貿易上却  
テ不都合ガ起リマスカラ最低、是カラ下ハ  
落第グト云フコトノ標準ヲ立テタノデアル、  
實例ヲ舉ゲテ見レバ、例ヘベ支那ノヤウナ  
所ニ歐洲ノ立派ナ品物ガ行クヨリハ、我ガ  
國カラ第一流ノ品物ヲ送ッタ方ガ先方ニモ

受ケガ好イト云フヤウナコトガアル、サウニ云フ場合モ考慮シテ、是カラ下ヘ不格品デアルト云フ標準ヲ立テタ方ガ寧ロ的確ズ、良イ方ハ放ツテ置イテモ宜イ、サウ云フ風ナ譯デ、此ノ法律ト云フモノハ寧ロ彈力性ニ富ムヤウニ出來テ居ルノデアル、本法ノ精神ハサウ云フ工合デアリマシテ、結局海外ニ對スル所ノ貿易ニ付テ不良ナル製品ガ出来ナイヤウニ、其ノ騰落ノ餘リ激シグナイヤウニ調節ヲスルト云フ所ニゴザイマス、又是等ノ生産上ノ知識ノ開發ニ對シマシテハ工業試驗所、工藝指導所ト云フモノガ出來テ居ツテ、十分ニ其ノ研究ヲヤリ、又今後モ續ケテ行ク積リデアルト云フコトデゴザイマス、昭和六年法律第四十號中改正法律案ハ產業ノ統制ニ關スルモノデゴザイマス、本法ハ昭和六年ノ頃、日本ノ產業ガ頗ル不況デアツク、其ノ際ニ於キマシテヘ、其ノ企業ノ濫立、無益ナル競争等ガ激シクアツテ、財界ガ頗ル不安デアツクノデアリマス、之ニ對シテ安定ヲ與ヘ、健全ナル産業ノ發達ヲ圖ルガ爲ニ本法ガ出來タノデアリマス、然ルニ本法ハ本年八月十日ヲ以テ滿了ト相成リマス、茲ニ於テ現時ニ即應シタモノト變ヘナケレバナラナクナツテ來タ、茲ニ於テ今日ヨリ五年間本法ヲ改善シテ延長スルト云フコトニナツク所ニ法ノ精神ガゴザイマス、一、現行法第二條ノ統制服從命令ヲ發シマシタ場合、其ノ效果ヲ十分ナラシメル爲ニ、許可制ヲ今度ハ設ケタノデアル、大臣ノ許可ニ依テ生産ノ擴張ヲ圖ルコトガ出來ルコトニ致シタノデアリマス、二、本法ノ適用ヲ逃レタ共同販賣會社及「トラスト」迄モ、今度ハ取締ルコトニナリマシタ、今迄之ヲ取締ルコトガ出

來ナカツタノデアリマスガ、「カルテル」以外  
ノ「トラスト」竝ニ共同販賣ノ會社ヲ取締ル  
コトニ致シマシタ、三、一般消費者及公益  
ノ擁護、以上述ペマシタ「トラスト」ヤ「カ  
ルテル」モ安定ノ效果ハアルケレドモ、屢々  
公益ヲ害スル虞ガゴザイマス、今迄ノ規定  
ハ頗る抽象的デアリマシタカラ、今度ヘ其  
體的ニ不當騰貴竝ニ低落ヲ阻止スルヤウニ  
努メタノデアル、四、本法ヲ外地ニ及ボス  
コト、第一條其ノ他ニ於キマシテ、之ニ關  
シマシテ「主務大臣」ノ句ヲ、「政府又ハ行政  
官廳」ニ改メマシタ、質問ノ要項ヲ申上ゲ  
テ見マスレバ、日本ハ元來自由主義ヲ以テ  
產業ヲ獎勵シテ來タノデアル、今此ノ統制  
ヲヤルコトニナルト云フト、全ク此ノ自由  
主義ガ束縛サレテ、產業ハ却テ發達ヲ阻止  
セラル、虞ガアルガ、此ノ點ハドウデアル  
カト云フコトニ付テノ質問應答ガアリマシ  
タ、之ニ付テハ各般ノ利害ノ衝突ヲ緩和ス  
ル上ニ統制ガ寧ロ必要デアリマス、即チ產  
業統制ヲ今日ハ寧ロ強化スル必要ガ起ツテ來  
タノデアル、重點ハ國民生活ノ安定ニアル  
ノデアル、需給ノ調節、即チ自由主義ノ上  
ニ必要ニ應ジテ統制スルモノデアルカラシ  
テ、壓制デヘナインオデアル、自由主義ト云  
フモノハ、何處迄モ第一義トシテ尊重ラス  
ル、併シ自由ニ放任シタ結果トシテ、無益  
ナ競争ガ頻發スルト云フコトノ虞ガアル、  
又色々々ソレニ付テノ弊害ガアルカラ自由主  
義ハ主デアルガ、茲ニ從トシテドウシテモ  
統制ト云フコトノ必要ガアル、ソレカラ又  
加入シテ居ラナイ、加盟シテ居ラナイ所ノ  
「アウトサイダ！」ノ色々々ノ弊害ヲ取締ルト  
云フコトヲ努メテ居ツタノデアリマス、五箇  
年ノ延長ト云フコトニ付テノ質問モゴザイ

マシタ、是へ今年満了トナリマスル所ノ本法ヲ改善シテ、更ニ之ヲ法律ニ致シマシテ、本法ヲ改善シテ犬イニ統制ヲ行ヘナケレバナラヌヤウニナツテ來て居ルノデアルカラ、此ノ際今日ニ適合シタモノデ五箇年延ビル、ソレナラバ五年先キヘ止スノデアルカドウデアルカ、此ノ本法ノ不必要ヲ認ムヤウナ時代ガ來レバ兎ニ角、漸次貿易ガ盛トナリマスニ從フテ、益其ノ統制ノ必要モ起ルダラウト思フカラ、五年先キノコトハ何トモ申セナイガ、又其ノ時ニ應ジテ是へ適宜ノ處置ヲ執ルノデアル、此ノ產業ノ統制委員會ノ類觸レ、即チ委員ノ種類ヲウ少シ専門的ノモノヲ入レテハドウデアルカト云フコトノ質問應答ガゴザイマシタ、是ハ臨時委員ヲ設ケテ、其ノ「エキスペート」ヲ之ニ御頼ミヲスルト云フコトニシテ、行キタイト云フコトデアリマス、次ニ自動車製造事業法案、自動車ガ日本ニ於テ、國产品ヲ以テ出來ルヤウニナツタコトハ誠ニ喜バシイコトデアリマス、國防上又經濟上カラ考ヘテ大衆自動車ノ大量生産ト云フコトガ、今日國家總動員ノ上カラ必要ヲ認メテ來マシタ、其ノ製造ヲ政府ノ許可事業ト致シマシテ、助成監督スルノガ本法ノ目的デアリマス、之ニ付テノ質問ノ一班ヲ申トゲテ見マス、第一ニ國防產業ノ關係如何、國防問題ヲ強調スレバ產業ノ發展方却テ鍾る場合モアル、今日自動車ノ事業ノ如キモノ兩輪ノ如キ關係ニ行カナケレバナラヌ、此ノ點ニ付テヘ政府ハ萬難ヲ排シテ之ヲ貫レバナラス、國防ノ上カラモ出來ルダケ發達サセナケレバナラヌ、此ノ兩者ガ各々、車徹セムト欲スルモノデアルト云フコトデア

ノ質問應答モゴザイマシタ、大衆自動車ヲ造ラセル理由ニ付テノ質問應答モアリマシタ、日產トカ豐田デアルトカ云フヤウナ、今日ヘナツテ居ルノデアル、デ何故大衆自動車ト云フコトヲ標準ニ置イタカト云ト、是ハ最モ多ク行ハレルカラデアリマス、小型ノ小サナ自動車ガ澤山殖エタ所デ、一旦總動員ラシテ國家ノ危急ノ場合ニ役ニ立ツト云フコトヘドウモ考ヘラレナイ、ソレカト云ツテ頗ル高級ノ値段ノ高イモノガ、日本ニ澤山行ヘレルカト云フコトモ考ヘラレナイ、要スルニ大衆向ノ大衆自動車ト云フモノガ、最モ多ク行ハレ易イノデアル、又澤山役ニ立ツ所ノモノガ行ヘレルト云フコトガ必要デアルカラ、其ノ意味ニ於キマシテノ大衆自動車ト云フモノヲ、澤山出來ルダケ造ラセルト云フコトガ本法ノ趣旨ニアリマス、トヘ云フモノノ部分品ノ如キヘ、海外カラ輸入シナケレバ實際出來ナイヂヤナイカ、又非常ニ高ク付キヘンナイカト云フ質問モアリマシタガ、是ハ政府ノ方面ニ於キマシテハ、今日デハ製鐵モ、鋼鐵モ、是等ノ素材ニ關シテハ十分ナル國產ヲ造り得ル自信ヲ持ツテ居ル、確信ヲ持ツテ居ルト云フ答辯デナリマシタ、昭和十年八月九日以前ニアリマスル所ノ會社ニ付キマシテハ、今日生産ノ事業ノ範圍内ニ於テ繼續ヲ許サセルノデアリマス、併シ今後ニ於キマシテハ、會社ガ自動車ヲ造ル場合ニ於キマシテハ、主眼トシテ日本人ノ經營主義ト云フ所ニ著眼ヲ致シテ居リマス、即チ國防上是ハ必要デアルコトハ言フ迄モナイコトデ

アリマス、自動車ノ多數生産、特ニ大量生  
案ト云フモノヘ重大ナルモノデアリマスカラ、慎重ニ審議ヲ遂ゲマシタ、而シテ討論ニ移リ、採決ニ入リマシタ所、五案トモ全  
會一致ヲ以テ可決ニ相成リマシタ次第デゴ  
ザイマス、以上特別委員會ノ經過ノ報告ヲ  
終リマス。

自動車製造業者ニ對シテ、免稅其ノ他ノ特典、  
便宜ヲ與フル、サウシテ自動車製造業ノ獎  
勵鼓舞ヲヤルト云フノガ目的デアルノデア  
リマス、私ハ此ノ目的ヲ達スル爲ニ誠ニ適  
當ナ法律案ト考ヘテ居ルノデアリマシテ、  
此ノ法律ガ發布セラレタ後ヘ、大イニ自動  
車製造業ノ發達ニ貢獻スルモノアルコト  
ハ、私ノ確信シテ疑ヘヌ所デアリマス、所  
ガ自動車ノ製造業ノ發達ト云フコトハ、獨  
リ此ノ製造業者ニ對スル獎勵鼓舞ト云フバ  
カリデハイカヌヤウニ私ハ考ヘル、ドウ致  
シマシテモ製造業者ニ對スル獎勵鼓舞ト  
同時ニ、自動車ノ使用サル、道路ノ改良、  
是ガ必要デアル、又同時ニ自動車ヲ使用ス  
ル人ニ對スル獎勵鼓舞ト云フコトモ必要デ  
アルト思フノデアリマス、只今議題トナッテ  
居リマスル自動車製造事業法案ハ、是ハ製  
造業者ニ對スル獎勵鼓舞ノ方法デアル、手  
段デアル、勿論道路ノ改良トカ、自動車使  
用者ニ對スル獎勵鼓舞ノ途トカ云フモノハ、  
此ノ法案ノ中ニ規定スペキモノデハナイノ  
デアル、併シナガラ自動車製造業ノ發達ヲ  
希望スルト云フ見地カラ申シマスルト云フ  
ト、私共ハ矢張リ此ノ道路ノ改良、及自動  
車ヲ使用スル人ニ對スル獎勵ノ途ニ付テモ、  
政府ノ御考慮ヲ煩ヘシタイト思フノデアリ  
マス、ソコデ自動車ノ使用サル、道路ト云  
フ問題ニ付キマシテハ、ドウモ日本ノ道路  
ト云フモノガ、甚ダ我々ノ見ル所ヲ以テス  
ルト不満足ナ狀態ニアル、日本ノ國道ノ中  
ニ、鋪裝サレタ部分ハ僅カニ一割強デアル、  
府縣ノ道路ノ鋪裝サレタ部分ハ二分クラン  
モ一大强国ヲ以テ任ジテ居ル、其ノ日本ニ  
リ當ツテ居ルト云フコトデアリマス、今日、  
日本ハ政治上、經濟上、世界ニ於テ我モ他

於キマシテ、道路ノ鋪装サレタ部分ハ、只スルノデアリマス、是ハ面目上ノ問題ト云ニ北権太ヨリ南臺灣ニ至ル國道ノ幹線ダケデモ、早く鋪装シタ方ガ宜イト考ヘテ居ルノデアリマス、是ハ國防上カラ考ヘマシテモ、產業上カラ考ヘテモ、放擲シテ置クコトノ出來ナイ問題ト私ハ信ジテ居ル、自動車製造業ノ發達ノ點カラ考ヘテ見マシテモ、道路ガ改良セラレ、鋪装セラレルコトニナリマスト云フト、自動車製造業ト云フモノハ盛ニナルニ決ツテ居ル、「ドライツ」政府ハ最近ニ六千「キロメートル」ノ大道路ヲ建築シタサウデアリマス、失業者救濟ノ目的カラヤツク事業デアルサウデアリマスケレドモ、其ノ結果ニ於テハ自動車ノ發達、自動車工業ノ發達ニ非常ニ貢獻シタノデアル、日本ノ國道ハ八千「キロ」ト稱セラレテ居ル、八千「キロ」ノ國道ヲ鋪装スルト云フコトヘ、大シタ難事業デハナイト私ハ考ヘテ居ルノデアリマス、「ドライツ」政府ガ六千「キロ」ノ道路ヲ僅々短日月ノ間ニ拵テ難事業デハナイ、八千「キロ」グラキノ國道ヲ鋪装スルト云フコトヘ大シタコドヂヤナイ、之ニ要スル經費トシマシテモ、非常ニ多額ニハ上ボラヌト思フ、若シ之ヲ繼續事業トシテ、數年度若シクハ十年間ノ繼續額デ宜イ、今日國防費十一億、總歲出二十

三億圓ノ豫算ヲ使シテ居ル日本政府トシマ  
シテヘ、僅々一年ニ一千萬ヤ二千萬圓ヲ道路  
ノ改良費ニ振向ケル、サウシテ數年若シク  
八十年ノ間ニ完成スルト云フコトニ致シマ  
スレベ誠ニ容易ナ事業デアル、其ノ位ノ經  
費ノ捻出ト云フモノハ財政當局ニ於テモ左  
程私ヘ困難ヲ感ゼラレルコトハナイト確信  
シテ居ル、多少ノ勇氣ヲオ出しシニナレバ出  
來ルコトデアル、而シテ其ノ結果ハ誠ニ生  
産的事業トナルノデアル、其ノ實例ヲ申シ  
マスナラバ、年々外國ノ觀光客カラ日本ハ  
數千萬圓ノ利益ヲ擧ゲテ居ル、外國人へ御  
承知ノ通り鐵道旅行ヨリハ自動車ノ旅行ヲ  
好ムノデアル、所ガ不幸ニシテ日本ノ道路  
ガ良クナイ爲ニ、折角風光明媚ノ土地ニ行ツ  
テ觀光シタイト思テモ、多クハ汽車ノ便ニ  
依ルヨリ仕方ハナイ、自動車ノ旅行ガ不便  
デアル、道路ガ惡イ、若シ國道ヲ初メ、府  
縣ノ道路マデ鋪裝セラル、コトニナレバ、外  
國ノ觀光客ハ今ヨリ二倍シ、三倍スルニ至  
ルコトハ、是ハ明カナ事實デアルト思フノ  
デアリマス、サウ致シマスレバ、只今外國  
ノ觀光客カラ日本ハ得ル所ノ數千萬圓、一  
億圓以内ノ金ト云フモノハ、其ノ時ニナレ  
バ二倍シ、三倍スルニ相違ナイ、非常ニ利  
益ニナリ國庫ノ自然增收ト云フモノハ大ニ  
是デ助ルコトニナル、是ホド結構ナコトハ  
ナイト思フノデアリマス、「ホテル」ノ建築  
ハ必要デアルカモ知レナイ、ケレドモ何ヨ  
リモ必要ナノハ此ノ道路ノ改良デアル、日  
本ノ如キ一等國デ以テ、今日ノ情況ノヤウ  
ナ道路ヲ持ツテ居ル國ハ、外ニハナイト私ハ  
考ヘテ居ル、色々ノ意味カラ申シマシテ、  
此ノ道路ノ改良ト云フコト非常ニ必要デア  
ルノデアッテ、此ノ自動車ノ製造業ノ發達ノ

上カラ見マシテ、特ニ私ハ一日モ忽セニ  
スルコトノ出來ナイ問題デアルト考ヘルノ  
デアリマス、只今ノ此ノ道路ノ話ヘ、自動車  
ガ使用セラル、所ノ問題デアリマスルガ、  
次ニ此ノ自動車ヲ使用スル人ノ問題デアリ  
マス、是ハ即チ自動車ヲ使用スル人ヘ、營  
業用トシテ使用スル人ト、自家用トシテ使  
用シテ居ル人ト二種類アル、歐米諸國ノ此  
ノ自動車ノ盛ナル國ニ於キマシテハ、營業  
用自動車ヨリ自家用ノ自動車ノ方ガ遙カニ  
多い、所ガ日本デハ是ト反對ニ「タキシ」  
ノ方ガ遙カニ多い、ドウモ日本ハ一等國ト  
申シマシテモ、此ノ點ニ於テハ誠ニ遺憾ニ思  
ハル、ノデアリマス、ソレガドウシテサウ  
云フ工合ニ自家用ガ少イノカ、日本ニ於テ  
ハ自動車ヲ自家用トシテ持ツテ居ルコトハ  
贅澤デアル、ソレハ何故贅澤デアルカト云  
フト、色々ナ他ニモ原因ガアリマセウケレ  
ドモ、第一ニハ税ガ高イ、自家用ノ自動車  
ハ本税ニ附加税ヲ合算シマスト云フト、隨  
分ナ多額ニ上ボル、馬力ニ依ツテ税率ガ違ヒ、  
又府縣ニ依ツテ税率ガ違ヒマス、併シ兎ニ角  
日本ニ於ケル自動車ニ對スル税ト云フモノ  
ハ、恐らくハ世界中デ一番高イグラウト思  
フ、殊ニ東京府ニ於テハ最モ高イ、併シナ  
ガラ自動車ガ若シ果シテ贅澤品デアルト云  
フコトナラバ、是ハ禁止的ニ高率ノ税ヲ課シ  
タ方ガ宜イ、決シテ自動車製造業ノ發達ヲ  
希フ爲ニ、製造業者ニ對シテ保護獎勵ヲ與ヘ  
ル必要ハナイ、若シ自動車工業、製造工業ト  
云フモノハ國防上、產業上必要アリトスレバ、  
國家トシテハ贅澤品デアルト云フ頭ヲ去ツテ、  
サウシテ自動車製造業ノ發達ヲ圖ラナケレ  
バナラヌ、若シ贅澤品デアレバ、是ハ禁止ス  
ル積リデ益、税率ヲ高クスルバカリデナク、

製造業者ニ對スル保護獎勵モ止メタ方ガ宜  
イ、併シ私ハソレハ時代逆行デアツテ、現ニ  
政府ニ於テモ、今回此ノ法律案ノ制定ニ著  
手セラル、ヤウナ譯デアリマシテ、自動車  
ハ決シテ贅澤品トシテ取扱フベキモノデハ  
ナイト思フ、國防上ハ勿論、產業上、換言シ  
用自動車ヨリ自家用ノ自動車ノ方ガ遙カニ  
多い、所ガ日本デハ是ト反對ニ「タキシ」  
ノ方ガ遙カニ多い、ドウモ日本ハ一等國ト  
申シマシテモ、此ノ點ニ於テハ誠ニ遺憾ニ思  
ハル、ノデアリマス、ソレガドウシテサウ  
云フ工合ニ自家用ガ少イノカ、日本ニ於テ  
ハ自動車ヲ自家用トシテ持ツテ居ルコトハ  
贅澤デアル、ソレハ何故贅澤デアルカト云  
フト、色々ナ他ニモ原因ガアリマセウケレ  
ドモ、第一ニハ税ガ高イ、自家用ノ自動車  
ハ本税ニ附加税ヲ合算シマスト云フト、隨  
分ナ多額ニ上ボル、馬力ニ依ツテ税率ガ違ヒ、  
又府縣ニ依ツテ税率ガ違ヒマス、併シ兎ニ角  
日本ニ於ケル自動車ニ對スル税ト云フモノ  
ハ、恐らくハ世界中デ一番高イグラウト思  
フ、殊ニ東京府ニ於テハ最モ高イ、併シナ  
ガラ自動車ガ若シ果シテ贅澤品デアルト云  
フコトナラバ、是ハ禁止的ニ高率ノ税ヲ課シ  
タ方ガ宜イ、決シテ自動車製造業ノ發達ヲ  
希フ爲ニ、製造業者ニ對シテ保護獎勵ヲ與ヘ  
ル必要ハナイ、若シ自動車工業、製造工業ト  
云フモノハ國防上、產業上必要アリトスレバ、  
國家トシテハ贅澤品デアルト云フ頭ヲ去ツテ、  
サウシテ自動車製造業ノ發達ヲ圖ラナケレ  
バナラヌ、若シ贅澤品デアレバ、是ハ禁止ス  
ル積リデ益、税率ヲ高クスルバカリデナク、

ガ多イ、所ガ道路ハ非常ニ立派デアル、ド  
ウシテサウ云フ立派ナ道路ヲ造ルコトガ出  
來ルカ、自動車カラ徵收スル税額ハ十二億  
圓ニモ上ボツテ居ル、自動車ノ數ガ多ケレ  
マスレバ政治上、經濟上ニ於テ、日本ガ此  
ノ上躍進ヲ更ニ遂ゲムトスレバ、ドウシテ  
モ飛行機ト自動車ノ發達ヲ遂行スルコトニ  
努力シナケレバナラス、其ノ見地カラ申シ  
マスト云フト、自動車ノ製造業ヲ發達セム  
ガ爲ニハ、今日ノ自家用ノ自動車ニ對シテ  
モ税率ヲ少し低クスル、是ガ必要デアル、  
尤モ此ノ課税ノ目的ハ、要スルニ自動車ト  
云フモノハ道路ヲ破損スルコトガ夥シイ、  
是ハ誠ニ御尤モナ話、併シナガラ自動車ノ  
數ガ殖エテ、サウシテ全體ノ自動車カラ徵  
收セラル、稅額ガ多クナレバ、道路ノ改良  
費モ亦多クナツテ來ル、詰リ多量ノ自動車ヲ  
日本ガ持ツコトニナレバ、府縣ニ於ケル自  
動車カラ徵收スル稅額ガ多クナルカラシテ、  
改良費モ其處カラ十分出テ來テ、改良事業  
ハ賄フコトガ出來ルト思フ、例ヘバ現在ノ  
稅率ヲ假ニ三分ノ二ニスル本税及附加稅  
デモ分ルノデアリマス、サウ云フヤウナ譯  
デアリマシテ、私ハ此ノ自動車製造事業法  
ノ制定ニハ全然同感デアリマスルガ、併シ  
此ノ法案ノ目的トシテ居ル所ハ何處ニアル  
カト云フニ、即チ自動車製造業ノ發達ニア  
ル、所ガ自動車製造業ノ發達ト云フコトニ  
ナリマスト云フト、最初私ガ申上ゲタ通り、  
此ノ法律ノ制定バカリデハ所期ノ目的ヲ達  
スルコトハ出來ナイ、ドウシテモ自動車ノ  
使用サル、道路ノ改良發達及自動車ニ對ス  
ル稅ヲ低クスル、此ノニツ、即チ此ノ製造  
業法ト三ツ相並ンデ初メテ政府ノ希望シテ  
居ラレ、民間ノ希望シテ居ル自動車製造業  
ノ發達ガ初メテ成功スルコトニナルヤウニ  
私ハ考ヘテ居ルノデアリマス、此ノ見地カ  
算ニナル、ソレデアリマスルカラ今後政  
府ガ本法案ノ制定ニ依ルナリ、道路ノ改良  
ニ依ルナリ、ソレカラ府縣ノ自動車ニ對ス  
ル稅率ヲ低クスルナリ、色々ナ獎勵方法ヲ  
講ジマシタ結果、自動車ノ數ガ多クナルト  
云フコトニナレバ、自動車ニ對スル稅額ガ  
殖エテ來、其ノ結果道路ノ改良費ハ十分

デアリマス、米國ノ如キハ實ニ自動車ノ數  
ガ多イ、所ガ道路ハ非常ニ立派デアル、ド  
ウシテサウ云フ立派ナ道路ヲ造ルコトガ出  
來ルカ、自動車カラ徵收スル稅額ハ十二億  
圓ニモ上ボツテ居ル、自動車ノ數ガ多ケレ  
マスレバ政治上、經濟上ニ於テ、日本ガ此  
ノ上躍進ヲ更ニ遂ゲムトスレバ、ドウシテ  
モ飛行機ト自動車ノ發達ヲ遂行スルコトニ  
努力シナケレバナラス、其ノ見地カラ申シ  
マスト云フト、自動車ノ製造業ヲ發達セム  
ガ爲ニハ、今日ノ自家用ノ自動車ニ對シテ  
モ税率ヲ少し低クスル、是ガ必要デアル、  
尤モ此ノ課税ノ目的ハ、要スルニ自動車ト  
云フモノハ道路ヲ破損スルコトガ夥シイ、  
是ハ誠ニ御尤モナ話、併シナガラ自動車ノ  
數ガ殖エテ、サウシテ全體ノ自動車カラ徵  
收セラル、稅額ガ多クナレバ、道路ノ改良  
費モ亦多クナツテ來ル、詰リ多量ノ自動車ヲ  
日本ガ持ツコトニナレバ、府縣ニ於ケル自  
動車カラ徵收スル稅額ガ多クナルカラシテ、  
改良費モ其處カラ十分出テ來テ、改良事業  
ハ賄フコトガ出來ルト思フ、例ヘバ現在ノ  
稅率ヲ假ニ三分ノ二ニスル本税及附加稅  
デモ分ルノデアリマス、サウ云フヤウナ譯  
デアリマシテ、私ハ此ノ自動車製造事業法  
ノ制定ニハ全然同感デアリマスガ、併シ  
此ノ法案ノ目的トシテ居ル所ハ何處ニアル  
カト云フニ、即チ自動車製造業ノ發達ニア  
ル、所ガ自動車製造業ノ發達ト云フコトニ  
ナリマスト云フト、最初私ガ申上ゲタ通り、  
此ノ法律ノ制定バカリデハ所期ノ目的ヲ達  
スルコトハ出來ナイ、ドウシテモ自動車ノ  
使用サル、道路ノ改良發達及自動車ニ對ス  
ル稅ヲ低クスル、此ノニツ、即チ此ノ製造  
業法ト三ツ相並ンデ初メテ政府ノ希望シテ  
居ラレ、民間ノ希望シテ居ル自動車製造業  
ノ發達ガ初メテ成功スルコトニナルヤウニ  
私ハ考ヘテ居ルノデアリマス、此ノ見地カ  
算ニナル、ソレデアリマスルカラ今後政  
府ガ本法案ノ制定ニ依ルナリ、道路ノ改良  
ニ依ルナリ、ソレカラ府縣ノ自動車ニ對ス  
ル稅率ヲ低クスルナリ、色々ナ獎勵方法ヲ  
講ジマシタ結果、自動車ノ數ガ多クナルト  
云フコトニナレバ、自動車ニ對スル稅額ガ  
殖エテ來、其ノ結果道路ノ改良費ハ十分

デアリマス

(國務大臣小川郷太郎君演壇ニ登ル)

○國務大臣(小川郷太郎君) 只今御意見ヲ

付シテノ御質問デアリマシタ、其ノ御意見

ハ御尤モト存ジマス、私モ同ジヤウナ考ヲ

持ツテ居ルノデアリマス、第一ニ此ノ道路ノ

道路ノ破損ヲ心配スル必要ハナイ、日本ノ

自動車ノ數ハ全體デ何萬アル、最近ノ調べ

ニ依ルト十三四萬臺デアルト云フ、所ガ英

米佛等ノ國ニ於テハ自動車ノ數ハドウデア

ルカ、「アメリカ」ハ五人カ六人ニ付テ一

臺、「イギリス」ハ二十五人ニ付テ一臺、「フ

ランス」ハ二十人ニ付テ一臺、所ガ日本デ

ハ六百二十人ニ付テ一臺デアル、誠ニ自動

車ノマダ發達ノ遲タルコトヘ、此ノ數字

デモ分ルノデアリマス、サウ云フヤウナ譯

デアリマシテ、私ハ此ノ自動車製造事業法

ノ制定ニハ全然同感デアリマスルガ、併シ

此ノ法案ノ目的トシテ居ル所ハ何處ニアル

カト云フニ、即チ自動車製造業ノ發達ニア

ル、所ガ自動車製造業ノ發達ト云フコトニ

ナリマスト云フト、最初私ガ申上ゲタ通り、

此ノ法律ノ制定バカリデハ所期ノ目的ヲ達

スルコトハ出來ナイ、ドウシテモ自動車ノ

使用サル、道路ノ改良發達及自動車ニ對ス

ル稅ヲ低クスル、此ノニツ、即チ此ノ製造

業法ト三ツ相並ンデ初メテ政府ノ希望シテ

居ラレ、民間ノ希望シテ居ル自動車製造業

其ノ御意見ヲ尊重致シマシテ善處シタ

思フヤウニハ參ツテ居リマセヌ、只今ノ御意

見ニヘ十分ニ副ヒ兼ネテ居ルト思フノデア

リマス、御意見ヲ尊重致シマシテ善處シタ

イト考ヘルノデアリマス、尙次ニ使用スル

人ニ付テノ御意見デアリマス、是モ御尤モ

デアルト存ジマス、自動車稅ニ付テノ御意

見デアリマシタ、御承知ノ通リニ今日ノ自

動車稅ハ地方稅デアリマス、各地方ニ依ツ

テ區々ニナツテ居ルト思ヒマス、或地方デハ

御話ノ通リニ隨分重イ稅ニナツテ居ルカト

モ存ジマス、是ガ自動車ヲ、殊ニ自家用ノ

自動車ヲ廣ク、多ク行ハレルヤウニスルニ

ハ妨ゲデアルト云フノハ左様トモ存ジマス、

政府ハ此ノ中央地方ニ亘ツテノ稅制改革ヲ

行ハムトシテ居リマス、デ地方稅ノ中デ自

動車稅ハ最モ考ヘナケレバナラヌコトダト  
思ヒマス、此ノ稅制改革ニ際シマシテハ、  
只今ノ御意見ハドウシテモ考慮セナケレバ  
ナラヌト思フノデアリマス、是モ成ルタケ  
御意思ニ副ハムコトヲ庶幾シテ居リマス、

尙使用スル人ニ付キマシテハ、他ニモ色々考ヘナケレバナラスト思ツテ居リマス、官廳用ノ自動車ハ勿論國產ノモノニ致シマストカ、或ハ今ノ營業自動車ト云フモノニ付テハ、相當統制ヲ加ヘル必要モアルカトモ思ヒマスガ、サウ云フコトニ關聯致シマシテ國產自動車ヲ用ヒルト云フコトモ、併セ考ヘナケレバナラスカトモ存ジテ居リマス、御意見ヲ拜承シテ置キマシテ、善處致シタ

○議長(公爵近衛文麿君) 別ニ御發言ガナケレバ採決ヲ致シマス、以上五案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異議ゴザイマセヌカ

○議長(公爵近衛文麿君) 第三讀會、全部第一讀會ノ決議通リテ御異議ゴザイマセヌカ

○議長(公爵近衛文麿君) 第二讀會、全部第一讀會ノ決議通リテ御異議ゴザイマセヌカ

メマス

貴族院議長公爵近衛文麿殿  
委員長子爵片桐貞央  
昭和十一年五月二十二日

貴族院議事速記録第十三號 重要輸出品取締法案外四件

第一、三讀會 米穀自治管理法案外二件 第一讀會ノ續 一八六

糾共同貯藏助成法案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及

報告候也

貴族院議長公爵近衛文麿殿

委員長子爵片桐貞央

昭和十一年五月二十二日

貴族院議長公爵近衛文麿殿

委員長子爵片桐貞央

昭和十一年五月二十二日

貴族院議事速記録第十三號 重要輸出品取締法案外四件

糾共同貯藏助成法案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及

報告候也

貴族院議長公爵近衛文麿殿

委員長子爵片桐貞央

昭和十一年五月二十二日

貴族院議事速記録第十三號 重要輸出品取締法案外四件

糾共同貯藏助成法案

自資セムトスルノデゴザイマス、是ガ米穀自治管理法案ノ改正案ノ内容デゴザイマス、次ニ米穀統制法中改正法律案ハ、三ツノ條項ニ分レテ居リマシテ、第一ハ出廻期間中ハ最低價格ニ金利、保管料ニ相當スル

間中ハ最低價格ニ金利、保管料ニ相當スルノ加算シマシテ、出廻期間中ノ米價低落ヲ防ギマシテ、政府ニ對スル最低價格ニ依ル米價ノ賣渡スルコトヲ防ガウトスルノデゴザイマス、第一ハ災害、事變、スルノデゴザイマス、第二ハ販賣スルノデアリマス、第三ハ米ノ代用食料タル小麦及小麥粉ニ對シマシテ、期間ヲ定メマシテ輸入ヲ禁止シ、又其ノ輸入關稅ノ增減免除ヲ爲シ得ル途ヲ開イタノデアリマス、最後ニ糾共同貯藏助成法案ノ趣旨ヲ申上ゲマス、米穀ノ出廻調節ト云フモノハ、備荒貯蓄ノ目的ノ爲ニ糾共同貯藏サセルノデゴザイマス、之ヲ助成スル爲ニハ其ノ金利及保管料ニ對シマシテ、期間ヲ定メマシテ輸入ヲ禁

止シ、又其ノ輸入關稅ノ増減免除ヲ爲シ得ル途ヲ開カムトスルノデゴザイマス、之得ル途ヲ開カムトスルノデゴザイマス、右ガ三法律案ノ大體ノ内容ノ御説明デゴザイマス、是ヨリ委員會ニ於キマスル大體ノ經過ヲ御報告申上ゲタイト思ヒマス、委員會ニ於ケル質問應答モ多々ゴザイマシタノデゴザイマスケレドモ、其ノ中ノ主ナルモノヲ敷件申上ゲタイト思ヒマス、第一ハ此ノ法案ハ生産者ニ對シテ、ドンナ影響ガアシテ、米價ヲ云フ御問ニ對シマシテ、政府ハ本案ハ豐作ニ依テ米價ガ米穀統制法ノ最低價格ヲ下ラムトスルヤウナ場合ニハ、過剩米穀供給が過剩ノ趨勢ニゴザイマスノデ、豊ノ數量ノ米穀ヲ割當テマシテ貯藏セシマスカラ、生産者ニ對シテハ現在ヨリモ有利ナルコトデアル、斯ウ云フコトデアリマスカラ、生産者ニ對シテハ現在ヨリモ有シ時ニハ、其ノ貯藏ヲ解除セシメマシテ、米價ノ變動ヲ調節シ、國民經濟ノ安定ス、第一ハ消費者ニ對スル影響ハドウデア

メマス

ルカト云フ御質問デアリマス、之ニ對シマシテハ、此ノ法案ニ依リマシテハ、統制セラレタル貯藏米穀ト云フモノハ、米價が最低價格カラ一割程度値上リシタ時ニハ解除デゴザイマスカラ、現在ヨリハ消費者ニ取テモ有利デアル、斯ウ云フ御答デゴザイマシテ、米價ノ騰貴ヲ抑制スルコトナルノデゴザイマスカラ、現在ヨリハ消費者ニ取テモ有利デアル、斯ウ云フ御答デゴザイマシタ、次ニハ米穀商ニ對スル影響ハドンナ影響ガアルカト云フヤウナ御尋ニ對シテハ、色々ゴザイマシタガ概括シテ之ヲ申上ダマシテ、政府ハ本法案自體カラハ、米穀商ニ悪影響ヲ及ボスコトガナイト考ヘテ居ル、寧ロ米價ノ安定ニ依ツテ米穀商ガ不測ノ損害ヲ受ケルヤウナ危険ヲ免レルコトガ出来ルト云フ作用ヲ爲スノデアル、唯米穀取引所ニ對シマシテハ其ノ影響ヲ及ボスコトガアルト考ヘテ居ル、故ニ之ニ對スル方策ニ付テハ十分考慮シタイト思ツテ居ル、尙本法實施ニ當リマシテハ、産業組合ノ指導監督ノ機關ヲ充實致シマシテ、世上ノ不安ノ原因ヲ一掃スルト共ニ、一方米穀商ニ對シマシテハ、其ノ組織スル商業組合ニ對シマシテ、政府ニ於キマシテ米穀ノ買上ヲ行フ際ノ隨賣却ヲ行ヒマシテ其ノ途ヲ開キ、且ノ隨賣却ヲ行ヒマシテ、一方米穀商ニ對シマシテハ、其ノ組織スル商業組合ニ對シマシテ、政府米ヲ保管セシメ得ルコトスル等、大體産業組合同様ノ商業組合ニ對シテモ取扱ヲ爲スヤウニシタイ、斯ウ考ヘテ居ル、斯ウ云フコトデゴザイマシタ、尙之ニ付キマシテハ商工大臣ヨリモ、農林大臣ト同様ノ御答辯ガゴザイマシタ、次ニハ本案ヲ執行スルナラバ國庫ノ負擔が輕減スルト云フガ、

是ハドウ云フ譯カ、斯ウ云フ御質問ニ對シマシテハ、政府ハ是ハ場合々々ニ依ツテ異ルコトガ出來ナイガ、大體ノ見込トシテハスルコトナルノデアリマスカラ、現行制度ヨリハ國庫ノ負擔ヲ輕減スルト思テ、ハッキリト數字的ニハ今申上ゲルシテ、米價ノ騰貴ヲ抑制スルコトナルノデゴザイマスカラ、現在ヨリハ消費者ニ取テモ有利デアル、斯ウ云フ御答デゴザイマシタ、次ニハ米穀商ニ對スル影響ハドンナ影響ガアルカト云フヤウナ御尋ニ對シテハ、色々ゴザイマシタガ概括シテ之ヲ申上ダマシテ、政府ハ本法案自體カラハ、米穀商ニ悪影響ヲ及ボスコトガナイト考ヘテ居ル、寧ロ米價ノ安定ニ依ツテ米穀商ガ不測ノ損害ヲ受ケルヤウナ危険ヲ免レルコトガ出来ルト云フ作用ヲ爲スノデアル、唯米穀取引所ニ對シマシテハ其ノ影響ヲ及ボスコトガアルト考ヘテ居ル、故ニ之ニ對スル方策ニ付テハ十分考慮シタイト思ツテ居ル、尙本法實施ニ當リマシテハ、産業組合ノ指導監督ノ代行機關ト認メルコトハドウカト云フ御質問モゴザイマシタ、是ハ政府ヨリノ御答ヘ、成ルベク負擔ヲ掛ケナイヤウニ致シタイ、斯ウ云フ考デアル、斯ウ云フ御質問モゴザイマシタ、ソレカラ産業組合ヲ統制組合ノ代行機關ト認メルコトハドウカト云フ御質問モゴザイマシタ、是ハ政府ヨリノ御答ヘ、現下農村ノ實情已ムヲ得ザルモノガアルノデサウ云フ風ニシタノデアル、斯ウ云フ御質問モゴザイマシタ、尙政府ハ本案ノ實施ニ當ツテ、産業組合ヲ重壓スルヤウナ意思ガアルカ、又本法ニ依リマンガドウデアルカ、臺灣米ノ貯藏ハ困難ダト思フガヤウナ意思ガアルカ、又本法ニ依リマンシタガ、本法ノ實施ニ伴フ倉庫ノ計畫ハドウデアルカ、臺灣米ノ貯藏ハ困難ダト思フガヤウナ意思ガアルカ、又本法ニ依リマンシテ、外地ニ於テ貯藏ヲ命ジテモ、貯藏米以外ノ米穀ハ移出シテ來ルカラ、外地ヨリノ内地移入數量ガ減少シナインガト云フヤウナ御尋モ多々ゴザイマシタガ、マダノ餘程色々ゴザイマスノデアリマスケレドモ、長クナリマスカラ是ハ省略致シマシテ、大體

希望決議  
一、政府ハ米穀ノ生産配給消費ニ瓦リ内地外地ヲ通シ基礎調査ヲ整ヘ米穀事情ノ變化ニ適應スル米穀政策樹立並運用ニ遺憾ナキヲ期スヘシ  
二、政府ハ米穀統制ニ關シ各種法制ノ適正ナル運用ニツキ指導監督ヲ周到ニシ内地朝鮮臺灣ノ官廳ノ職務及協力ニ關シテ遺漏ナキヲ期スヘシ  
三、政府ハ米穀統制施設ニ依リ米穀ノ取引及配給ノ機關ニ及ボス影響ニ關シ適當ナル對策ヲ講スヘシ  
是ガ希望決議デアリマス、之ヲ委員會ニ諮リマシタ所ガ、全會一致御賛成デゴザイマシタ、以上ノヤウナ次第ゴザイマシテ、  
委員會ニ於キマシテヘ米穀自治管理法案、米穀統制法中改正法律案、叔共同貯藏助成法案ノ三案ヲ全會一致ヲ以テ可決ニナッタ  
ヤウナ次第ゴザイマス、極ク簡略デゴザイマスガ、速記モゴザイマセヌシ致シマスノデ、自分ノ覺エラ以テ御報告申上ゲタヤウナ次第アリマス、ドウカ御諒承ヲ願ヒタイト思ヒマス

○議長（公爵近衛文麿君）通告ガゴザイマ  
スカラ發言ヲ許シマス、小林嘉平治君

（小林嘉平治君演壇ニ登ル）

○小林嘉平治君 私ハ只今上程ニ相成テ  
居リマスル米穀自治管理法案外二案ニ付キ  
マシテ賛成ノ意ヲ表スル者デアリマス、私  
ガ改メテ申上ゲル迄モナク米ノ問題ハ國策  
トシテ最モ重要ナ問題デアリマシテ、而モ  
此ノ重要ナ問題ガ、過日ノ衆議院ニ於キマ  
シテ、殆ド全會一致ヲ以テ可決サレタノデ  
アリマス、私共愈、自分ノ自信ヲ強く致シ  
タ次第アリマスノデ、又先刻委員長ノ御  
報告ノ通り、委員會ニ於キマシテモ全會一  
致ヲ以テ可決ヲ致シタノデアリマス、コン  
ナ風ニ大體此ノ案ノ見通シガ付イテ居リマ  
スノデ、會期切迫ノ折柄、私ハ此ノ壇上ニ  
登ルコトヲ見合ハサウカトモ思ツタノデア  
リマスルガ、世間ニハマダ色々此ノ問題ニ  
付テハ心配ヲナシティラッシャル方ガ、現ニ  
今尙我々ノ手許へ反対ノ意味ノ色々ノ御書  
面ノ參シテ居ルヤウナ現状デアルノデアリ  
マス、デアリマスカラシテ私共此ノ米ノ問  
題ニ對スル政策ヲ常ニ支持シツ、アル所ノ  
一人ト致シマシテ、此演壇カラ自分共ノ信  
念ヲ語ルト云フコトハ決シテ無意味デナ  
ト思フノデアリマス、先刻委員長ノ御報告  
ニ依リマシテ、此ノ法案ノ内容如何、又ド  
ウ云フ働く爲スモノデアルカ、又世間ノ  
人ノ色々ノ誤解モ大凡解ケ得タト思フノデ  
アリマス、從ツテ私共此ノ本案其ノモノニ付  
テノ詳シキ自分ノ考ヲ述べル必要ヲ認メマ  
セス、殊ニ此ノ自治管理法案ハ、曩ニ統制  
法ガ議題トナツテ現レマシタ時ニ、我々モ其  
ノ委員ノ一人デアリマシタガ、ドウシテモ  
此ノ統制法ヲ實行スルノニハ、外地米ノ問

題ニ付テ大ニ研究ヲスル必要ガアル、小農所  
地米ヲ此ノ儘ニ放置シテ置イテ統制法ヲ實  
行シテ見タ所ガ、恰モ栓ノ拔ケトル桶ニ水  
ヲ入レルヤウナモノデ、目的ヲ達シ得ナイ、  
何トカ此ノ防ギラ付ケナケレバナラスト云  
フコトガ、衆議院及貴族院ニ於ケル所ノ要  
望デアツタノデアリマス、此ノ要望ニ對シテ  
衆議院ニ於テハ、各派ノ代表者、貴族院ニ  
於テハ有力ナル方々ガ委員トナラレテ、所  
謂米穀對策調査會ト云フモノガ出來テ、其  
ノ對案ニ基イテ政府ノ提出シタ法律案デアル  
ノデアリマシテ、謂ヘマ此ノ法律案ハ、所  
謂民間ト政黨ト政府トノ持チ寄りデ出來タ  
法律案デアルノデアリマス、斯ウ云フヤウ  
ナ經過カラ見マシテモ、私共今更此ノ問題  
ニ付テ彼此申ス必要ハナイノデ、此ノ問題  
ノ内容ニ觸レ、又此ノ問題ニ付テ別ニ贊成  
ノ自分ノ考ヲ申ス必要ハ認メマセヌガ、先  
刻申上ゲタヤウナ世間ニハ色々誤解ヲシテ  
居ル者ガアル、デアリマスカラ其ノ點ニ觸  
レマシテ、私ハ茲ニ自分ノ所信ヲ語リタイ  
ト思フノデアリマス、デ大體世間デ色々論  
難ヲ致シテ居リマスルガ、是ハ此ノ案其ノ  
モノデナインデアリマシテ、此ノ法律ガ所  
謂統制法ノ補強工作デアル、此ノ法律ガ實  
行サレタナラバ、彼ノ米穀統制法ハ愈、力強  
イモノニナル、斯ウ云フ意味デ所謂米穀對  
策其ノモノニ付テ、總體的ニ色々心配モシ、  
又其ノ半面ニ大正八年ハ豐作デアリマシタ、  
一千萬石以上モ平年ヨリ多ク取レマシタニ  
モ拘ラズ、大正九年ニ米ガ一俵八圓内外ヲ  
維持シ得タト云フコトハ、所謂生産者側ヲ  
保護シタノデアリマシテ、若シ是ガ放置サ  
レテアツタナラバ、恐ラク五圓ニモ低落シタ  
ノデヤナイト思ハレマス、是ハ前例ガ明  
カニ示シテ居ル、ニモ拘ラズ石二十圓内外  
ヲ維持シテ農民ニ安心ヲ與ヘタト云フコト  
ハ、確カニ統制法ノ効キデアル、理窟ノ上

居ルガ、其ノ實ハ地主擁護デアル、小農所  
謂農民ノ中ニモ米ヲ買ハヌナラヌ者ガアル、  
斯ウ云フ者ハ却テ此ノ高米價政策ノ爲ニ非  
常ナ迷惑ヲシテ居ル、斯ウ云フ非難デアリ  
マス、第三ニハ、此ノ米ノ配給ニ關係ラシ  
テ居ル所ノ商賣人ヘ、其ノ生業ヲ奪ハレル  
ノデアル、第四ハ、以上ノヤウナ譯デアル  
カラシテ、重大ナル社會問題ヲ惹キ起スコ  
トニ至ル、第五ハ、國庫ノ負擔ヲ輕減スルト  
言フガ決シテサウデナイ、反對ノ結果ヲ持  
主ナルモノデアルト思フノデアリマス、其  
チ來スモノデアル、凡ソ以上ノ五點ガ私ハ  
自己慎重ニ考ヘタイ、米ノ問題ハ如何ニモ  
ノ内々ニ付キマシテ自分ノ所信ヲ茲ニ語リ  
タイト思ヒマス、第一ノ消費大衆ノ生活ヲ  
脅威スル、是ハ大ナル問題デアリマス、  
私共慎重ニ考ヘタイ、米ノ問題ハ如何ニモ  
所謂高米價政策デ消費者ヲ顧ミナイト云フ  
消費大衆ニハ大キナ關係ノアル問題デアリ  
マシテ、此ノ論難スル方ノ言ハル、通リ、  
所謂高米價政策デ消費者ヲ顧ミナイト云フ  
コトデアルナレバ、我々ハ極力此ノ法案ニ  
對シテ反對ヲシナケレバナラヌノデアリマ  
ス、私共慎重ニ考ヘテ見タ、私共ノ見ル  
所ヲ以テスルト、決シテ高米價政策デハナ  
イ、所謂適當ナ價格ヲ維持安定スルガ爲ニ  
出來テ居ル私ハ政策ナリト見テ居リマス、  
私共此ノ法案ニ付キマシテハ相當研究ヲ積  
ムダ一人デアリマスガ、所謂政府ノ買上げ  
六圓デアリマス、ニモ拘ラズ此ノ二年間一  
俵十二三圓ノ値段デ止ツテ居ルト云フコト  
ハ、如何ニ此ノ統制法ガ先刻申上ゲタ、消  
費者ノ側ニ有利ニ効イテ居ルカト云フコト  
ヲ、現實ニ我々ハ體驗シ得タノデアリマス、  
又其ノ半面ニ大正八年ハ豐作デアリマシタ、  
一千萬石以上モ平年ヨリ多ク取レマシタニ  
モ拘ラズ、大正九年ニ米ガ一俵八圓内外ヲ  
維持シ得タト云フコトハ、所謂生産者側ヲ  
保護シタノデアリマシテ、若シ是ガ放置サ  
レテアツタナラバ、恐ラク五圓ニモ低落シタ  
ノデヤナイト思ハレマス、是ハ前例ガ明  
カニ示シテ居ル、ニモ拘ラズ石二十圓内外  
ヲ維持シテ農民ニ安心ヲ與ヘタト云フコト  
ハ、確カニ統制法ノ効キデアル、理窟ノ上

統計ヲ致シマシテ、其ノ結果得タ所ノ家計  
米價デアリマス、サウシテ勿論生産費ヲ償  
ヘヌト云フコトモ困ルガ、所謂此ノ家計米  
地米ヲ此ノ儘ニ放置シテ置イテ統制法ヲ實  
行シテ見タ所ガ、恰モ栓ノ拔ケトル桶ニ水  
ヲ入レルヤウナモノデ、目的ヲ達シ得ナイ、  
何トカ此ノ防ギラ付ケナケレバナラスト云  
フコトガ、衆議院及貴族院ニ於ケル所ノ要  
望デアツタノデアリマス、此ノ要望ニ對シテ  
衆議院ニ於テハ、各派ノ代表者、貴族院ニ  
於テハ有力ナル方々ガ委員トナラレテ、所  
謂米穀對策調査會ト云フモノガ出來テ、其  
ノ對案ニ基イテ政府ノ提出シタ法律案デアル  
ノデアリマシテ、謂ヘマ此ノ法律案ハ、所  
謂民間ト政黨ト政府トノ持チ寄りデ出來タ  
法律案デアルノデアリマス、斯ウ云フヤウ  
ナ經過カラ見マシテモ、私共今更此ノ問題  
ニ付テ彼此申ス必要ハナイノデ、此ノ問題  
ノ内容ニ觸レ、又此ノ問題ニ付テ別ニ贊成  
ノ自分ノ考ヲ申ス必要ハ認メマセヌガ、先  
刻申上ゲタヤウナ世間ニハ色々誤解ヲシテ  
居ル者ガアル、デアリマスカラ其ノ點ニ觸  
レマシテ、私ハ茲ニ自分ノ所信ヲ語リタイ  
ト思フノデアリマス、デ大體世間デ色々論  
難ヲ致シテ居リマスルガ、是ハ此ノ案其ノ  
モノデナインデアリマシテ、此ノ法律ガ所  
謂統制法ノ補強工作デアル、此ノ法律ガ實  
行サレタナラバ、彼ノ米穀統制法ハ愈、力強  
イモノニナル、斯ウ云フ意味デ所謂米穀對  
策其ノモノニ付テ、總體的ニ色々心配モシ、  
又其ノ半面ニ大正八年ハ豐作デアリマシタ、  
一千萬石以上モ平年ヨリ多ク取レマシタニ  
モ拘ラズ、大正九年ニ米ガ一俵八圓内外ヲ  
維持シ得タト云フコトハ、所謂生産者側ヲ  
保護シタノデアリマシテ、若シ是ガ放置サ  
レテアツタナラバ、恐ラク五圓ニモ低落シタ  
ノデヤナイト思ハレマス、是ハ前例ガ明  
カニ示シテ居ル、ニモ拘ラズ石二十圓内外  
ヲ維持シテ農民ニ安心ヲ與ヘタト云フコト  
ハ、確カニ統制法ノ効キデアル、理窟ノ上

カラモ實際ノ上カラモ現ニ我々ハサウ云フ  
實例ヲ見セ貰ウトルノデアリマス、次ニ  
私へ適當ナル米穀ノ維持及安定ト云フコト  
ヲ申上ゲマシタ、確カニ安定ヲ致シマシタ、  
此ノ食料品、殊ニ米ノ値段ノ安定スルト云  
フコトへ極ク必要ナコトデアルガ、所謂生  
活ノ安定ノ大キナ役割ヲ爲スモノデアリマ  
ス、是ヘ私ガ改メテ申スマデモナイコ  
トデアリマス、如何ニ安定シタカト云  
尙其ノ前ニ得タ自分ノ材料モ併セテ統計  
的ニ調ベテ見マスト云フト、所謂大正十年、  
アノ不完全ナ米穀法デアリマシタ、今ノ統制  
法カラ見ルト誠ニ不完全ナモノデス、アノ  
不完全ナ米穀法デアツカ、アレヲ中心トシ  
テ過去十二年、又昭和七年マデノ十二年、  
十二年ノ間ノ統計ヲ取ッテ見マスルノニ、大  
正十年カラ昭和七年ニ至ルマデノ米價ノ動  
キハ、百ニ對シテ二七・三ニアリマス、然ル  
ニ遡テ明治四十二年カラ大正九年マデ十  
二年間ノ統計ヲ取リマスト百ニ對シニ九・一  
八ノ變動ガアルノデアリマス、又最近ノコ  
トハ此ノ統計ニ依リマシテ、所謂統制法ガ  
發動シテカラ、昭和九年カラ此ノ十一年ニ  
至ル間ノ動キヲ見マスト云フト、僅カニ一  
コトヲ、數字ノ上ニハッキリ見ルコトガ出來  
ル、又事實ニ於テ全國ノ取引所ガ殆ド自滅  
ノ狀態ニアル、何トカ是ハ救濟ヲセネバナ  
ラヌト云フ狀態ニ陥リマス、是ガ又明  
カニ常識的ニ判斷ガ出來ルノデアリマス、

勿論取引所ノ衰微シタ云フコトニ付テハ  
色々ノ原因ガ外ニアリマス、ソレハ能ク承  
知シテ居リマスガ、此ノ相場ノ足搔キガ少  
クシテ、一面自滅ノ狀態ニ陥リタ云フコト  
モ一つノ原因ニ數ヘテ宜カラウト思フノデ  
アリマス、コンナ風ニ考ヘマスト、今ノ高  
シタ材料ニ依ツテ……、是ヘ一昨年ノ委  
員會デアリマシタカ……是ハ當年デス、  
尙其ノ前ニ得タ自分ノ材料モ併セテ統計  
的ニ調ベテ見マスト云フト、所謂大正十年、  
アノ不完全ナ米穀法デアリマシタ、今ノ統制  
法カラ見ルト誠ニ不完全ナモノデス、アノ  
不完全ナ米穀法デアツカ、アレヲ中心トシ  
テ過去十二年、又昭和七年マデノ十二年、  
十二年ノ間ノ統計ヲ取ッテ見マスルノニ、大  
正十年カラ昭和七年ニ至ルマデノ米價ノ動  
キハ、百ニ對シテ二七・三ニアリマス、然ル  
ニ遡テ明治四十二年カラ大正九年マデ十  
二年間ノ統計ヲ取リマスト百ニ對シニ九・一  
八ノ變動ガアルノデアリマス、又最近ノコ  
トハ此ノ統計ニ依リマシテ、所謂統制法ガ  
發動シテカラ、昭和九年カラ此ノ十一年ニ  
至ル間ノ動キヲ見マスト云フト、僅カニ一  
コトヲ、數字ノ上ニハッキリ見ルコトガ出來  
ル、又事實ニ於テ全國ノ取引所ガ殆ド自滅  
ノ狀態ニアル、何トカ是ハ救濟ヲセネバナ  
ラヌト云フ狀態ニ陥リマス、是ガ又明  
カニ常識的ニ判斷ガ出來ルノデアリマス、

會地ガ困ル、延イテハ農村對都市ノ問題デ  
アルヤウニ此ノ米ノ問題ヲ吹聴スル人ガア  
リマス、決シテソシナモノデヤアリマス、殊ニ  
米ガ安クナツタナラバ所謂不景氣デ、都市ニ  
クナツタ云フコトガ、アノ方々ニ興味ヲ少  
シシテ、一面自滅ノ狀態ニ陥リタ云フコト  
モ一つノ原因ニ數ヘテ宜カラウト思フノデ  
アリマス、コンナ風ニ考ヘマスト、今ノ高  
シタ材料ニ依ツテ……、是ヘ一昨年ノ委  
員會デアリマシタカ……是ハ當年デス、  
尙其ノ前ニ得タ自分ノ材料モ併セテ統計  
的ニ調ベテ見マスト云フト、所謂大正十年、  
アノ不完全ナ米穀法デアリマシタ、今ノ統制  
法カラ見ルト誠ニ不完全ナモノデス、アノ  
不完全ナ米穀法デアツカ、アレヲ中心トシ  
テ過去十二年、又昭和七年マデノ十二年、  
十二年ノ間ノ統計ヲ取ッテ見マスルノニ、大  
正十年カラ昭和七年ニ至ルマデノ米價ノ動  
キハ、百ニ對シテ二七・三ニアリマス、然ル  
ニ遡テ明治四十二年カラ大正九年マデ十  
二年間ノ統計ヲ取リマスト百ニ對シニ九・一  
八ノ變動ガアルノデアリマス、又最近ノコ  
トハ此ノ統計ニ依リマシテ、所謂統制法ガ  
發動シテカラ、昭和九年カラ此ノ十一年ニ  
至ル間ノ動キヲ見マスト云フト、僅カニ一  
コトヲ、數字ノ上ニハッキリ見ルコトガ出來  
ル、又事實ニ於テ全國ノ取引所ガ殆ド自滅  
ノ狀態ニアル、何トカ是ハ救濟ヲセネバナ  
ラヌト云フ狀態ニ陥リマス、是ガ又明  
カニ常識的ニ判斷ガ出來ルノデアリマス、

勿論取引所ノ衰微シタ云フコトニ付テハ  
色々ノ原因ガ外ニアリマス、ソレハ能ク承  
知シテ居リマスガ、此ノ相場ノ足搔キガ少  
クシテ、一面自滅ノ狀態ニ陥リタ云フコト  
モ一つノ原因ニ數ヘテ宜カラウト思フノデ  
アリマス、コンナ風ニ考ヘマスト、今ノ高  
シタ材料ニ依ツテ……、是ヘ一昨年ノ委  
員會デアリマシタカ……是ハ當年デス、  
尙其ノ前ニ得タ自分ノ材料モ併セテ統計  
的ニ調ベテ見マスト云フト、所謂大正十年、  
アノ不完全ナ米穀法デアリマシタ、今ノ統制  
法カラ見ルト誠ニ不完全ナモノデス、アノ  
不完全ナ米穀法デアツカ、アレヲ中心トシ  
テ過去十二年、又昭和七年マデノ十二年、  
十二年ノ間ノ統計ヲ取ッテ見マスルノニ、大  
正十年カラ昭和七年ニ至ルマデノ米價ノ動  
キハ、百ニ對シテ二七・三ニアリマス、然ル  
ニ遡テ明治四十二年カラ大正九年マデ十  
二年間ノ統計ヲ取リマスト百ニ對シニ九・一  
八ノ變動ガアルノデアリマス、又最近ノコ  
トハ此ノ統計ニ依リマシテ、所謂統制法ガ  
發動シテカラ、昭和九年カラ此ノ十一年ニ  
至ル間ノ動キヲ見マスト云フト、僅カニ一  
コトヲ、數字ノ上ニハッキリ見ルコトガ出來  
ル、又事實ニ於テ全國ノ取引所ガ殆ド自滅  
ノ狀態ニアル、何トカ是ハ救濟ヲセネバナ  
ラヌト云フ狀態ニ陥リマス、是ガ又明  
カニ常識的ニ判斷ガ出來ルノデアリマス、

勿論取引所ノ衰微シタ云フコトニ付テハ  
色々ノ原因ガ外ニアリマス、ソレハ能ク承  
知シテ居リマスガ、此ノ相場ノ足搔キガ少  
クシテ、一面自滅ノ狀態ニ陥リタ云フコト  
モ一つノ原因ニ數ヘテ宜カラウト思フノデ  
アリマス、コンナ風ニ考ヘマスト、今ノ高  
シタ材料ニ依ツテ……、是ヘ一昨年ノ委  
員會デアリマシタカ……是ハ當年デス、  
尙其ノ前ニ得タ自分ノ材料モ併セテ統計  
的ニ調ベテ見マスト云フト、所謂大正十年、  
アノ不完全ナ米穀法デアリマシタ、今ノ統制  
法カラ見ルト誠ニ不完全ナモノデス、アノ  
不完全ナ米穀法デアツカ、アレヲ中心トシ  
テ過去十二年、又昭和七年マデノ十二年、  
十二年ノ間ノ統計ヲ取ッテ見マスルノニ、大  
正十年カラ昭和七年ニ至ルマデノ米價ノ動  
キハ、百ニ對シテ二七・三ニアリマス、然ル  
ニ遡テ明治四十二年カラ大正九年マデ十  
二年間ノ統計ヲ取リマスト百ニ對シニ九・一  
八ノ變動ガアルノデアリマス、又最近ノコ  
トハ此ノ統計ニ依リマシテ、所謂統制法ガ  
發動シテカラ、昭和九年カラ此ノ十一年ニ  
至ル間ノ動キヲ見マスト云フト、僅カニ一  
コトヲ、數字ノ上ニハッキリ見ルコトガ出來  
ル、又事實ニ於テ全國ノ取引所ガ殆ド自滅  
ノ狀態ニアル、何トカ是ハ救濟ヲセネバナ  
ラヌト云フ狀態ニ陥リマス、是ガ又明  
カニ常識的ニ判斷ガ出來ルノデアリマス、

彼等ハソレヲ拂下ゲテ貰ツタ、ソレニ依テ如何ニアノ當時困クタ農山漁村ガ救ヘレタカト云フコトヲ體驗ヲ致シマシタ、ソレデ私ハ實ニ此ノ法案へ社會政策的ナ意味ガ事實ニ於て行ヘレタルモノデアルト云フコトヲ禮讚致シタコトガアリマス、コンナ風ニ考ヘルト、重大ナル社會問題ヲ惹キ起スドコロデナク、社會問題ヲ解決スル所ノ誠ニ都合ノ好イ制度デアルト云フコトヲ痛感致シテ居リマス、次ニハ國庫ノ負擔ガ決シテ減ラナイ、斯ウ云フコトヲ矢張リ反對ノ側ニ立ツ人ガ仰セラレマス、大體ニ於テソソナ理窟ハアリマセヌ、何故カト云クタナラバ、是迄國庫ガ全部脊負ッテ居クタ仕事ヲ、ソレヲ民間ノ農民ガ脊負ッテ、サウシテ自分自ラ自治管理ヲヤラウト云フノニデアリマス、勿論是ニハ補助ト云フコトモアルノデアリマスガ、其ノ爲ニオ金モ費シマスケレドモ、大體ノ建前ガサウデスカラ、經費ノ餘計要ルト云フ理窟ハ立タナイ、現ニ私ノ得タ材料ニ依ツテ調べテ見マスト、假ニ五百萬石ノ米ヲ政府ガ所謂統制法ニ依ツテ買入レタ場合ト、ソレカラシテ今度ノ自治管理制度ガ發動シタ場合ト、ソレヲ比較シテ此處ニ詳シク調べタモノガアリマスガ、尤モ是ハ五百萬石ト云フコトニ相成ツテ居リマス、尤モソレデアルカラ三年間ハ凡ソ持タネバスル場合ニヘ、最低段ノ一割ヲ超エタ時ニハ解除シ得ルノデアリマスカラ、是ヘソシテアリマス、一面ニ此ノ自治管理ガ發動シナニ長ク持タヌデモ宜イ、一年デ大體解除シ得ルモノト云フ想像ノ下ニ立テタ案デアリマス、又其ノ數量ニ於テハ、自治管理ガ發動シタ場合ニヘ、政府ニ於テハ百五十

萬、民間ニ於テハ三百五十萬、斯ウ云フコトヲ基礎トシテ立テタ數字デアリマス、ガ出ガ助ルト云フ數字ガ現レテ居ルノデアリマス、是ハ其ノ事情々々ニ即シテ必ズシモ斯ウハナラヌデセウ、デスガ今ノヤウナ基礎ノ下ニ計算ヲスルト、少クトモ經費ガ減ズルガ、殖エルト云フコトハ何處カラ眺メテモ、サウ云フ結論へ見出シ得ナインデアリマス、ソンナ風ニ考ヘテ見マスト、又衆議院ニ於ケル所謂少數會派ノ方ニモ隨分此ノ小農ニ付テ心配ヲシテ戴イテ居ルカラニアリマス、サウ云フ御方モ此ノ法案ノ成立ニ賛成ヲサレタト云フヤウナコトカラ考ヘテモ、私共ハ此ノ法案ハ殆ド完全ニ近イモノデアルト云フコトノ信念ヲ愈、固クスルノデアリマス、デ其ノ結果カラ言ヒマスト、所謂自由放任ニスルカ、モノデアル、過渡的ノモノデアルト云フヤウナ考ヲ持ツテ居ル人ガアリマス、然ルニ世間デヘ此ノ法案ニ對シテ一時的ノモシクハ國家管理ニスルカ、專賣ニスルカノ道行ノ仕事ノ一ツノヤウニ考ヘル方ガ聞論カラ言ヒマスト、若シクハ國家管理ニスルカ、專賣ニスルカモノデアル、過渡的ノモノデアルト云フヤウナ考ヲ持ツテ居ル人ガアリマス、私ハソンナ風ニ考ヘテ居リマセヌ、此ノ米ヲ自由放任ニ出來ヌト云フコトヘ、歴史的ニ考ヘタラ能ク分ルコトデス、如何ニモ米穀法ハ大正十二年ニ間アルノデアリマス、私ハソンナ風ニ考ヘテ居リマセヌ、此ノ米ヲ自由放任ニ出來ヌト云フコトヘ、如何ニ此ノ米ノ問題ニ考ヘタラ能ク分ルコトデス、如何ニモ米穀法ハ大正十二年ニスカ、政府ハ或ハ官制ノ上デ、政府自ラ手布カレタノデアリマスルガ、明治御一新以來、如何ニ此ノ米ノ問題ニ考ヘタラ能ク分ルコトデス、如何ニモ米穀法ハ大正十二年ニスカ、政府ハ或ハ官制ノ上デ、政府自ラ手出シテ米ヲ買ウタコトモアリマス、又所謂米穀取引業者ヲ利用シテ米ヲ買ウタ時スカ、賣タ時代モアリマス、又御承知ノ暴利取締令デ以テ、サウシテ臨ンダ時代ガアリ

マス、此ノ問題ハ離レタコトヘナイ、又過去ノ歴史ヲ見マシテモ、既ニ奈良朝ノ時代ニ三倉ノ制度ガ布カレタ云フコトヲ我々ハ聞イテ居ル、又義倉デアルトカ、社倉デアルトカ、又常平倉デアルトカ、又幕府ノ時代ニ如何ニ此ノ問題ニ苦シングダカト云フモ傳ヅテ居ル、決シテ政府ガ無關心デアルコトモ、話デヘアラウガ、品川ニ、米ガ餘リ多く出来タンデ放リ込シングダト云フ話マデナインデアリマス、サウスルト、茲ニ残ル問題ハ國家管理トカ、專賣ト云フ問題デアトハ出來ナイ、絶對ニ放任スルコトガ出來ナウト思ヒマス、專賣ト云ヘバ煙草ヤ、サウ云フコトノ問題ヲ聯想致シマシテ、何カ錢儲ケデモ出來ルヤウニ考ヘル人ガ世間ニハアル、ケレドモ此ノ米ノ問題ニ限ヅテハ、毛頭サウ云フ考ヲ交ヘテハナラナイ、全ク社會政策的ニ考ヘナケレバナラナイ、國費ハ愈、増スバカリヂス、ソンナコトガ私ハ近キ將來ニ實現スルトヘ思ヒマセヌ、我々ハ以上ノ如キ信念ヲ持ツテ居マスカラシテ、之ガ實行ニ移サレタ場合ニハ、私共ハ農村ニ歸ルト云フト、自分自ラモ實行シ、又指導ノ任ニ當ラネバナラヌモノデアリマス、我々ガ苦勞ニ苦勞シテ漸ク生レタ子供ニ、是ハ過渡的ナモノデアルトカ、ソンナケチハ附ケタクナイ、又先刻申上ゲタヤウニ立派ナ子供デアルト私ハ思ヅテ居リマス、立派ニ之ヲ育テタナラバ、ソンナ手數ノ掛ル、經費ノ掛ル、サウ云フ私ヘ專賣ト云フヤウナコトヲシナクテモ、忠實ニ、又惡イ點ハ改メテ、サウシテ之ヲ實行シタイト云フコトヲ考ヘテ居ル者デアリマス、以上自分ノ所信ノ一端ヲ語リマシテ、贊成ノ趣旨ヲ述ベタ次第アリマス



ノ信用、責任ヲ保ツ上ニ於テ、左様ナ違約ヲ爲サルヤウナコトハ決シテ生ジナイト私ハ堅ク信ズルノデアリマス、サリナガラ此ノ法案ノ實施ニ伴ヒマンテ、米穀業者ガ自分ノ一家ノ計ヲ失ヒハシナイカト云フ心配ヲ懷カレルト云フコトモ、是モ御尤ノヤウニ私ヘ思フノデアリマス、私ノ平素御見知リ申上ゲタル方ハ無論デアリマスガ、私ノ見知ラザル方々モ、數日來茅屋ニ態々出デニナリ、中ニハ御目ニ懸ツタ方モアリ、御目ニ懸ラヌ方モアリマスガ、御目ニ懸ツタ方カラハ、此ノ法案ノ否決ヲ望マレ、又之ニ對スル御批評ヲモ伺ツテ居ルノデアリマス、又電報ハ連日、夜トナク畫トナク、或場合ニハ夜半家人ノ夢ヲ驚カスト云フ場合モアッタノデアリマス郵便ニ託サレル所ノ書類ハ、郵便配送ノ時間毎ニ、恰モ年賀郵便ヲ受取ル時ノ如クニ、大東ノ郵便物ガ運ビ込マレルノデアリマス、私ハ必ズヤ是等ノ書類へ同ジヤウナコトガ書イテアルノダラウト思ヒマシタケレドモ、謹ンデ敬意ヲ表シテ、兎ニ角拜見ヲ致シタノデアリマス、其ノ中ニ於キマシテ、私ガ最モイヂランク思ヒ、涙ナクシテハ讀ミ得ナイヤウナコトガアツクノデアリマス、ソレハ何デアルカト云フト、思フニ小學校在學ノ兒童デアルト思ヒマスノガ、葉書ニ鉛筆或ハ毛筆ヲ以テ、覺束ナキ文ヲ綴ツテ、此ノ本案ニ對スル窮状ヲ訴ヘテ來ラレタノデアリマス、其ノ一二ノ標本ヲ御参考ニ申上ゲマス、澤山アリマスケレドモ、是ハ和歌山縣方面ノヲ三、四枚ヲ持ツテ参リマシタ、文章ノ長イ方カラ先キニ「アナタヲ神様トシテオ縋リ致シマス、ドウゾ眞面考ニ申上ゲマス、澤山アリマスケレドモ、是ナオ父サンヲ失業セナナイデ下サイ、私

マセヌ、私達モ大キクナツデ偉イ人ニナリタ  
ク思ヒマス、ドウゾ私達ヲ是非救ツテ下サ  
イ、オ父サンニ代ツテオ願ヒ致シマス」是ハ  
尋常四年生デス、「米屋ガ出来ナクナルト、  
私等ハ學校ニ行ケナクナルノデ、毎日心配  
デナリマセヌカラ、否決方ヲアナタノオ力  
デ是非トモオ願ヒシマス」、是ハ五年生「小  
父サンオ願ヒデス、僕ノオ父サン達ガ夜モ  
寝ズニオ米ノコトデ心配シテ居マス、ドウ  
ゾ小父サン達ノオ力デ宜シクオ願ヒ致シマ  
ス」、是ハドウモ米屋サンノ家ノ雇人力何カ  
ノ若イ者カモ知レヌト思ヒマス、「アナタノ  
オ力デ米管理案ヲ否決スルヤウドウゾオ願  
シマス」、是モ四年生、最モイタイケナイン  
ガ、「アナタノオ力デ私ノオ父サンヤオッ母  
サンヲ助ケ下サイ」、是ハ米屋サンノ娘サン  
カ何カノヤウニ思ヒマスガ、「私共ノ家ヲオ  
助ケ下サイ」、斯ウ云フヤウナンデアリマシ  
テ、誠ニ來ル葉書、來ル葉書ヲ取上ゲテ見  
マスト云フト、誠ニ目頭ガ熱クナリマシテ、  
五尺ノ男子モ豈涙ナカラムヤノ氣分ガ致ス  
ノデアリマス、私モ先年マデ父モ母モ居リ  
マシタ、又現在ニ於テモ幾人カノ子供モ持ッ  
テ居リマス、子ヲ思フ親ノ心、親ヲ慕フ子  
ノ心、人情ヘ私ニモ能ク分リマス、私モア  
ナタ方ト同ジヤウニ、溫カイ血ハ身中ヲ廻ツ  
テ居リマシテ、涙モ、涙モロイ程多分ニ持合  
セテ居ル者デアリマス、斯様ナル誠ニイヂ  
ラシイ親ヲ思フ所ノ眞心一筋カラシテ、流  
露シタル此ノ葉書ヲ手ニ取上ゲマシテ、讀  
ンデハ泣キ、泣イテハ讀ンダノデアリマス、  
一讀、再讀、三讀、私モ斯様ニ泣カサレタ  
コトヘアリマセヌ、深ク考ヘマシタ、マサ  
カニ是ハオ芝居ヲナサツテ居ルンデハアル

セルヤウナ藝當ガアルノデアリマスガ、私  
ハ左様ナモノデヘナイト考ヘタイト思ヒマ  
ス、又左様デヘナイト信ジマス、全ク親ヲ  
思フ所、家ヲ思フ所ノ赤イ真心ノ發露ダト  
私ハ考ヘタイ、デアリマスカラ來ル葉書、  
來ル葉書ヲ敬虔ノ態度ヲ以テ、兎ニ角泣キ  
ツ、讀ンダンノデアリマス、併シナガラ如何  
デアリマセウカ、此ノ大日本ト云フ所ノ大  
國家ヲバ、將來我々現代人ニ代ッテ雙肩ニ  
荷ツテ、サウシテ國際的ノ荒海ニ乘出シテ  
貴ハナケレバナラナイ第一ノ國民、其ノ小  
國民ノ少年少女ガ、學校ノコトハ捨テタ  
譯デモアリマスマイガ、斯様ナ天下ノ大問  
題ニ進出サレマシテ、如何ニ親ヲ思ヒ、世  
ヲ思フノ真心トハ言ヒナガラ、斯様ナ葉書  
ヲバ我々所ニ送リ出サレル、或ハ送リ出  
サセラレタノカモ分リマセヌガ、斯様ナコ  
トハ私ハ芳シキコトデヘナイ、實ニ苦々シ  
キコトダト私ハ思フノデアリマス、又運動  
方法トシテハ極メテ賢明ナラザル方法デア  
ル、人ノ同情ヲ贏チ得ムトシテ、却テ同情  
ヲ大イニ失フ所ノ愚策デアルト私ハ思フノ  
デアリマス、ノミナラズ兒童ノ、實ニ玲瓏  
玉ノ如キ無垢ナル所ノ兒童ノ心理ヲ搔キ  
亂シマシテ、兒童ノ教養上ニ誠ニ忌マヘシ  
キ印象ヲ殘スヤウナ、斯様ナ事柄ハ私ハ實  
ニ兒童ノ爲ニモ、又其ノ大方ノ家庭ノ爲ニ  
モ、私ハ痛嘆セザルヲ得ヌノデアリマス、  
臺閣諸公ハ如何ニ此ノ現象ヲ御覽ニナリマ  
スルカ、斯様ナ風教上忌マハシキ此ノ現象ニ對  
シマシテ、臺閣諸公ハ篤ト御考慮ラ願ヒタイト  
思フノデアリマス、殊ニ風教ノ府ノ長官タル所  
ノ文部大臣ニ於カレマシテハ、兒童ノ教養上ニ  
ドウ云フ風ニ御考ヲ爲サレマスルカ、深キ

ノデアリマス、私ハ情迫リ、涙ニ咽ビマシテ、如何ニ此ノ問題ヲ取扱ハウカト實ハ思案ヲ致シタノデアリマス、併シナガラ如何ニ其ノ事情ハ誠ニイトシクアリマシテモ、情ヤ涙ヲ以テ此ノ重要ノ法案ノ賛否ヲ決メル物差ニ致スト云フコトハ、是ハ出來ナイコトデアリマス、國策ノ見地カラ考へマシテ、冷靜ニ熟慮判断ヲ致シマシタ其ノ所信ニ向ヒテ、邁進スルヨリ外ハナイノデアリマス、ソレガ私ノ如キ一介ノ貴族院議員トシテ、御國ニ御奉公ヲ申上ゲル所ノ眞心ガ私ニ呼ヒ掛ケル所ノ聲デアリマス、殊ニ全國民ノ經濟上重大ナル所ノ此ノ問題ニ於キマシテハ、大所高所ヨリ見通シヲ付ケマシテ、縱シバ國民ノ或部分ニ、此ノ法案ノ實施ニ依リマシテ摩擦スル所ノ點ガアラウトモ、ソレニ拘泥ヲ致シマシテ、此ノ法案ノ賛否ノ上ニ躊躇致スペキデハナイト思フノデアリマス、固ヨリ此ノ法案ノ實行ニ併ヒマシテ、摩擦ノ爲ニ茲ニ損害ヲ蒙ルト云フヤウナ者ノアリマシタ場合ニ於キマシテハ、固ヨリソレニ對シテ同情ハ致サナケレバナリマセヌ、又ソレニ對シマスル適當ナル方策ヲ講ズルト云フコトハ、固ヨリ致サナケレバナラヌコトデアリマスケレドモ、其ノ事自ラ別問題ト致サナケレバナラスト思フノデアリマス、斯様ナコトノ爲ニ此ノ大本タル所ノ本案ヲ左右スルト云フコトハ、私ト致シマシテハ到底は致シテハナラナイコトデアルト深ク信ズルノデアリマス、サレバコソ先刻申上ダマシタ通りニ、衆議院ニ於カレマシテモ、十分ニ御討議ノ末ニ附帶決議ト云フモノガ現レタノデアリマシテ、之ニ依ツテ政府ヲシテ十分ニ法ノ運用ノ上

ニ付テ、周密ナル注意ヲ拂ハセル所ノ金城  
鐵壁ガ茲ニ出來タノデアリマス、又貴族院  
ニ於キマシテモ、先程特別委員長ノ委員會  
ノ御報告ノ時ニ、委員會ニ於キマシテモ附  
帶ノ希望決議ヲバ附ケタ次第デアルノデア  
リマス、貴衆兩院各附帶決議ノ内容ハ其ノ  
趣意ニ於キマシテハ差異ノアル點モゴザイ  
マセウケレドモ、歸結スル所ハ此ノ法案ノ  
實行ニ伴ヒマシテ、一部ノ業者ガソレガ爲  
ニ不慮ノ損害ニ遭ハナイヤウニ、一面ニ於  
キマシテハ此ノ法案ノ運用ノ目的トナル所  
ノ過剩米ノ處理ニ付キマシテ、販賣組合ガ  
其ノ則ヲ超エテ法ヲ無視スルヤウナ行動ノ  
アツク時分ニハ、十分ニ之ヲ取締ル、而シテ  
生産者モ亦配給者モ、兩方共ニ利益ガ保護  
サレルヤウニ致シタイト云フコトニ外ナラ  
ナイ次第デアルノデアリマス、尙此米穀業  
者カラシテ廻サレマシタ陳情ノ書類ニ付キ  
マシテ、其ノ要項ニ付テ、過日特別委員會  
デ私ハ農林大臣トノ間ニ質疑應答ヲ重ねタ  
ノデアリマス、其ノ當時ノ速記録モ漸ク間  
ニ合ツテハ居リマスケレドモ、質問スル私ヨ  
リ農林大臣ノ御答ノ方ガ頗ル雄辯デアリマ  
シテ、頗ル該博デアリマスノデ、其ノ速記  
録デ皆様ニ紹介シテハ非常ニ時間ガ掛リマ  
シタ書類デアリマスルガ、先程モ小林君カ  
ラ此ノ中ノ一二ニ付テハ既ニ御話ガアリ又  
デアリマス、是ハ米穀業者カラ多分ニ到來  
シタ書類デアリマスルガ、論辯ノ體系上御許ヲ  
願ヒマス、第一、生産者ニ決シテ利益デナ  
イ、之ニ對シマシテハ農林大臣ノ御答ハ、  
固ヨリ此ノ法律ノミヲ以テ農村救濟ノ目的

ニ付テ、周密ナル注意ヲ拂ハセル所ノ金城  
鐵壁ガ茲ニ出來タノデアリマス、又貴族院  
ニ於キマシテモ、先程特別委員長ノ委員會  
ノ御報告ノ時ニ、委員會ニ於キマシテモ附  
帶ノ希望決議ヲバ附ケタ次第デアルノデア  
リマス、貴衆兩院各附帶決議ノ内容ハ其ノ  
趣意ニ於キマシテハ差異ノアル點モゴザイ  
マセウケレドモ、歸結スル所ハ此ノ法案ノ  
實行ニ伴ヒマシテ、一部ノ業者ガソレガ爲  
ニ不慮ノ損害ニ遭ハナイヤウニ、一面ニ於  
キマシテハ此ノ法案ノ運用ノ目的トナル所  
ノ過剩米ノ處理ニ付キマシテ、販賣組合ガ  
其ノ則ヲ超エテ法ヲ無視スルヤウナ行動ノ  
アツク時分ニハ、十分ニ之ヲ取締ル、而シテ  
生産者モ亦配給者モ、兩方共ニ利益ガ保護  
サレルヤウニ致シタイト云フコトニ外ナラ  
ナイ次第デアルノデアリマス、尙此米穀業  
者カラシテ廻サレマシタ陳情ノ書類ニ付キ  
マシテ、其ノ要項ニ付テ、過日特別委員會  
デ私ハ農林大臣トノ間ニ質疑應答ヲ重ねタ  
ノデアリマス、其ノ當時ノ速記録モ漸ク間  
ニ合ツテハ居リマスケレドモ、質問スル私ヨ  
リ農林大臣ノ御答ノ方ガ頗ル雄辯デアリマ  
シテ、頗ル該博デアリマスノデ、其ノ速記  
録デ皆様ニ紹介シテハ非常ニ時間ガ掛リマ  
シタ書類デアリマスルガ、論辯ノ體系上御許ヲ  
願ヒマス、第一、生産者ニ決シテ利益デナ  
イ、之ニ對シマシテハ農林大臣ノ御答ハ、  
固ヨリ此ノ法律ノミヲ以テ農村救濟ノ目的

ヲ達スルコトハ出來ナイケレドモ、相當大  
キナ効キヲ爲スモノデ、生産者殊ニ小農ニ  
對シテ出來秋ニ安賣リヲ免レシメルノデ有  
利デアル、青田賣リ等ヲ爲スモノニ付テハ、  
別個ノ方法ヲ以テ救濟スルコトガ必要デア  
ル、ト云フ御答辯デアリマシタ、第一、消  
費大衆ノ生活ヲ脅威ス、之ニ付キマシテハ最  
低價格ヨリ定價上リランシタ場合ニ解除スル  
カラ、端境期ニ於ケル値上リヲ防止シ、消費者ニ  
利益ガアル

〔副議長伯爵松平賴壽君議長席ニ著ク〕

即チ米價ガ生産費ヲ中心トシテ値幅ガ狭ク

ナルカラ、消費者ニ有利ナノデアルト云フ

御答辯デアリマシタ、第三、國庫ノ負擔ハ激

増スル、答辯、財政上カラ言ヘバ最惡ノ場合ト

雖モ現狀ヨリ悪クハナラナイ、米穀統制法

ニ依レバ、過剩米ハ全部政府デ買上ゲルヤ

ウナコトニナルガ、本法ニ依レバ其ノ必要

ガナクナルカラ、ソレダケ國庫ノ負擔ヲ輕

減スルコトニナル、併シ之ヲ具體的ニ數字

ヲ以テ言ヒ現スコトハ困難デアルト云フ御

答辯デアリマシタ、之ニ付キマシテハ後程申

上ダマス、豫算委員會ニ於キマシテ大藏大

臣ト質疑應答致シマシタコトヲ後テ申上ゲ

タニ吟味ハスルガ、農村ノ實情カラ言ヒテ萬

已ムヲ得ナイト思フノデアル、代行ノ結果

弊害ヲ生ズルコトニ付テハ十分ナル監督ヲ

加ヘ、留意致シマス、不良組合ガ本法實施

ニ依ツテ助ルヤウナコトハ決シテアリマセ

ヌ、第七、衆議院ノ附帶決議ニ對シ貴族院

ニ於ケル當局ノ言明ハ安心出來ヌ、答辯、

寧ロ輕減ヲスルト云フコトハ、過日此ノ本議

場ニ於キマシテ中島政務次官カラ、大河内

子爵デアツカト思ヒマスガノ質問ニ對シ

テ御答ニナツテ居リマスガ、更ニ之ニ對スル

早ク實現スル積リテアリマス、尙是ヘ要旨

デアリマスガ、私ハ御尋ネ致シマシタ時ニ

其ノ結末ニ斯ウ云フ御言葉ガアリマシタ、

政府ヲバ信用シナイト云フコトナラドウモ

致方ガナイ譯ダ、斯ウ云フヤウナ御話ガア

リマシタ、只今御聽取ノ通リニ、此ノ米穀

業者カラシテ我々ノ手許ニ送ラレマシタ所

ナケレバナラヌ、併シ米穀統制法ダケ

是ハ財政當局トシテドウシテモ反對シ

産業組合トノ關係ニ於テ問題ガアルノデア

ルガ、此ノ點ニ付テハ衆議院ノ附帶決議ノ

趣旨モアリ、本法實施ニ當ツテハ、十分責任

ヲ持ツテ其ノ趣旨ノ實現ヲ圖ル考デアル、尙

本法ニ第二次統制ノ規定モアリ、商人ノ手持

米ノ値下リヲ防止スルコトガ出来ルカラ、

商人ハ寧ロ本法ニ依ツテ保護サレルモノト

ノ過剩米ノコトデアリマスガ、米穀ノ全數

ノ中カラハ、此ノ統制サレマス所ノ過剩

米ハ、數量ニ於キマシテ極ク一小部分デア

ルノデアリマス、大部分ト云フモノハ從來

ノ通リニ依然トシテ自由ニ取引ヲ託サレテ

居ルノデアリマスルカラシテ、米穀業者諸氏

ノ考ヘラレルヤウナ御心配ノコトハナイト

私ハ信ズルノデアリマス、餘リ御心配ノ方

ガ強過ギルノデハアルマイカ、而シテ其ノ

強過ギル所ノ御心配ガ全國的ニ津々浦々ニ

喧傳擴大ヲ致シマスト云フコトハ、是ハ政

府ノ方ニ於カレマシテモ、此ノ本法ヲシテ

能ク理解アラシムルヤウナ事柄ニ付テ、御

努力ヲ爲サラナケレバナラヌコトデアラウ

ト思フノデアリマス、次ニ此ノ本法案ノ實

行ト云フコトト、國庫ノ負擔トノ關係ニ付

キマシテハ、農林大臣ノ御答ヘ今申上ゲタ

ヤウデアリマスルガ、當局タル所ノ大藏大

臣ノ之ニ對スル御答辯振リヲバ御紹介申上

ゲマス、是ハ第一分科會ニ於キマシテノ質

疑應答ノ速記録デアリマスルガ、委員ノ一

人カラ致シマシテ、此ノ米穀法案ト國庫負

擔トノ關係ヲ問ハレタノニ對シマシテ、馬

場大藏大臣ハ斯様ニ答ヘラレテ居リマス、

實ハ米穀自治管理法ノ研究ノ時ニ、是ガ現

行ノ米穀統制法ニ依ル財政ノ負擔ヨリ

モ殖エルト云フヤウナ見込ガ立テバ、

是ハ財政當局トシテドウシテモ反對シ

産業組合トノ關係ニ於テ問題ガアルノデア

ルガ、此ノ點ニ付テハ衆議院ノ附帶決議ノ

趣旨モアリ、本法實施ニ當ツテハ、十分責任

ヲ持ツテ其ノ趣旨ノ實現ヲ圖ル考デアル、尙

本法ニ第二次統制ノ規定モアリ、商人ノ手持

米ノ値下リヲ防止スルコトガ出来ルカラ、

商人ハ寧ロ本法ニ依ツテ保護サレルモノト

ノ過剩米ノコトデアリマスガ、米穀ノ全數

ノ中カラハ、此ノ統制サレマス所ノ過剩

米ハ、數量ニ於キマシテ極ク一小部分デア

ルノデアリマス、大部分ト云フモノハ從來

ノ通リニ依然トシテ自由ニ取引ヲ託サレテ

居ルノデアリマスルカラシテ、米穀業者諸氏

ノ考ヘラレルヤウナ御心配ノコトハナイト

私ハ信ズルノデアリマス、餘リ御心配ノ方

ガ強過ギルノデハアルマイカ、而シテ其ノ

強過ギル所ノ御心配ガ全國的ニ津々浦々ニ

喧傳擴大ヲ致シマスト云フコトハ、是ハ政

府ノ方ニ於カレマシテモ、此ノ本法ヲシテ

能ク理解アラシムルヤウナ事柄ニ付テ、御

努力ヲ爲サラナケレバナラヌコトデアラウ

ト思フノデアリマス、次ニ此ノ本法案ノ實

行ト云フコトト、國庫ノ負擔トノ關係ニ付

キマシテハ、農林大臣ノ御答ヘ今申上ゲタ

ヤウデアリマスルガ、當局タル所ノ大藏大

臣ノ之ニ對スル御答辯振リヲバ御紹介申上

ゲマス、是ハ第一分科會ニ於キマシテノ質

疑應答ノ速記録デアリマスルガ、委員ノ一

人カラ致シマシテ、此ノ米穀法案ト國庫負

擔トノ關係ヲ問ハレタノニ對シマシテ、馬

場大藏大臣ハ斯様ニ答ヘラレテ居リマス、

實ハ米穀自治管理法ノ研究ノ時ニ、是ガ現

行ノ米穀統制法ニ依ル財政ノ負擔ヨリ

モ殖エルト云フヤウナ見込ガ立テバ、

是ハ財政當局トシテドウシテモ反對シ

産業組合トノ關係ニ於テ問題ガアルノデア

ルガ、此ノ點ニ付テハ衆議院ノ附帶決議ノ

趣旨モアリ、本法實施ニ當ツテハ、十分責任

ヲ持ツテ其ノ趣旨ノ實現ヲ圖ル考デアル、尙

本法ニ第二次統制ノ規定モアリ、商人ノ手持

米ノ値下リヲ防止スルコトガ出来ルカラ、

商人ハ寧ロ本法ニ依ツテ保護サレルモノト

ノ過剩米ノコトデアリマスガ、米穀ノ全數

ノ中カラハ、此ノ統制サレマス所ノ過剩

米ハ、數量ニ於キマシテ極ク一小部分デア

ルノデアリマス、大部分ト云フモノハ從來

ノ通リニ依然トシテ自由ニ取引ヲ託サレテ

居ルノデアリマスルカラシテ、米穀業者諸氏

ノ考ヘラレルヤウナ御心配ノコトハナイト

私ハ信ズルノデアリマス、餘リ御心配ノ方

ガ強過ギルノデハアルマイカ、而シテ其ノ

強過ギル所ノ御心配ガ全國的ニ津々浦々ニ

喧傳擴大ヲ致シマスト云フコトハ、是ハ政

府ノ方ニ於カレマシテモ、此ノ本法ヲシテ

能ク理解アラシムルヤウナ事柄ニ付テ、御

努力ヲ爲サラナケレバナラヌコトデアラウ

ト思フノデアリマス、次ニ此ノ本法案ノ實

行ト云フコトト、國庫ノ負擔トノ關係ニ付

キマシテハ、農林大臣ノ御答ヘ今申上ゲタ

ヤウデアリマスルガ、當局タル所ノ大藏大

臣ノ之ニ對スル御答辯振リヲバ御紹介申上

ゲマス、是ハ第一分科會ニ於キマシテノ質

疑應答ノ速記録デアリマスルガ、委員ノ一

人カラ致シマシテ、此ノ米穀法案ト國庫負

擔トノ關係ヲ問ハレタノニ對シマシテ、馬

場大藏大臣ハ斯様ニ答ヘラレテ居リマス、

實ハ米穀自治管理法ノ研究ノ時ニ、是ガ現

行ノ米穀統制法ニ依ル財政ノ負擔ヨリ

モ殖エルト云フヤウナ見込ガ立テバ、

是ハ財政當局トシテドウシテモ反對シ

産業組合トノ關係ニ於テ問題ガアルノデア

ルガ、此ノ點ニ付テハ衆議院ノ附帶決議ノ

趣旨モアリ、本法實施ニ當ツテハ、十分責任

ヲ持ツテ其ノ趣旨ノ實現ヲ圖ル考デアル、尙

本法ニ第二次統制ノ規定モアリ、商人ノ手持

米ノ値下リヲ防止スルコトガ出来ルカラ、

商人ハ寧ロ本法ニ依ツテ保護サレルモノト

ノ過剩米ノコトデアリマスガ、米穀ノ全數

ノ中カラハ、此ノ統制サレマス所ノ過剩

米ハ、數量ニ於キマシテ極ク一小部分デア

ルノデアリマス、大部分ト云フモノハ從來

ノ通リニ依然トシテ自由ニ取引ヲ託サレテ

居ルノデアリマスルカラシテ、米穀業者諸氏

ノ考ヘラレルヤウナ御心配ノコトハナイト

私ハ信ズルノデアリマス、餘リ御心配ノ方

ガ強過ギルノデハアルマイカ、而シテ其ノ

強過ギル所ノ御心配ガ全國的ニ津々浦々ニ

喧傳擴大ヲ致シマスト云フコトハ、是ハ政

府ノ方ニ於カレマシテモ、此ノ本法ヲシテ

能ク理解アラシムルヤウナ事柄ニ付テ、御

努力ヲ爲サラナケレバナラヌコトデアラウ

ト思フノデアリマス、次ニ此ノ本法案ノ實

行ト云フコトト、國庫ノ負擔トノ關係ニ付

キマシテハ、農林大臣ノ御答ヘ今申上ゲタ

ヤウデアリマスルガ、當局タル所ノ大藏大

臣ノ之ニ對スル御答辯振リヲバ御紹介申上

ゲマス、是ハ第一分科會ニ於キマシテノ質

疑應答ノ速記録デアリマスルガ、委員ノ一

人カラ致シマシテ、此ノ米穀法案ト國庫負

擔トノ關係ヲ問ハレタノニ對シマシテ、馬

場大藏大臣ハ斯様ニ答ヘラレテ居リマス、

實ハ米穀自治管理法ノ研究ノ時ニ、是ガ現

行ノ米穀統制法ニ依ル財政ノ負擔ヨリ

モ殖エルト云フヤウナ見込ガ立テバ、

是ハ財政當局トシテドウシテモ反對シ

産業組合トノ關係ニ於テ問題ガアルノデア

ルガ、此ノ點ニ付テハ衆議院ノ附帶決議ノ

趣旨モアリ、本法實施ニ當ツテハ、十分責任

ヲ持ツテ其ノ趣旨ノ實現ヲ圖ル考デアル、尙

本法ニ第二次統制ノ規定モアリ、商人ノ手持

米ノ値下リヲ防止スルコトガ出来ルカラ、

商人ハ寧ロ本法ニ依ツテ保護サレルモノト

ノ過剩米ノコトデアリマスガ、米穀ノ全數

ノ中カラハ、此ノ統制サレマス所ノ過剩

米ハ、數量ニ於キマシテ

方ガ幾ラカ財政ノ負擔ガ輕クナルト云フコ  
トナラバ、財政當局ダケノ見地カラ言ヘバ  
「私共トシテハ米穀自治管理案ノ方ガ現行  
制度ノ方ヨリモ免ニ角見达的ニ幾ラカ經費  
得ナイ次第デアリマス」中ヲ略シマス、  
米穀自治管理案ニドウシテモ贊成セザルヲ  
ガ少クテ濟ムカ、損ガ少クテ濟ムカト云フ  
コトガ明カニナツタナラバドウシテモ贊成  
シナケレバナラヌ、斯ウ云フ建前デ今進ン  
デ居リマスガ」云々ト云フヤウナコトデアリマス  
マス、此ノ御答ニ依リマシテモ、此ノ米穀  
自治管理法案ノ實施ニ伴ツテ、國庫ノ負擔ガ  
少シデモ増スト云フヤウナコトデアリマス  
ナラバ、斯ク言ハレル馬場大藏大臣ガ眞先  
キカケテ政府部内ニ於テ反対ヲ爲サルベキ  
筈ノモノデアリマス、此ノ財政ノ當局者ガ  
之ヲ認容シテ居ラレ、承認シテ居ラレルト  
云フコトハ、確カニ國庫ノ負擔ガ輕減ヲス  
ルト云フコトヲ意味サレテ居ルモノグラウ  
ト私ハ信ズルノデアリマス、斯様ナ次第デ  
アリマシテ、此ノ米穀自治管理法案ノ摩擦  
ノ部分ト云フ點ニ付キマシテハ、十分衆議  
院ノ方ニ於テモ御論究ノ結果、ソレニ對シ  
テ御守札ト申シマスヤウナモノヲ附ケラレ  
マシタガ、貴族院ノ方ニ於キマシテモ矢張  
リ同様ナ見地カラ致シマシテ、法ノ運用ノ  
上ニ於テ周密ナル調査ヲバ政府ニ行シテ貴  
フベク、十分ニ楔入レテアルノデアリマ  
シタ法案ニ則リマシテ、出直シタ所ノ法律  
案ニ對シマシテ、更ニ／＼附帶希望決議ヲ  
附ケラレ、註文ヲ受ケテ持ヘタ所ノ桶ニ、

多年鐵ノ籀ヲカケラレタモノノ貴族院へ持  
ノ上ニ鋼ノ籀ヲバ嵌メラレマシテ、更ニ農  
林大臣ニ、此ノ希望決議ニ付テノ趣旨ニ御  
賛同デアルカドウカト云フコトヲ問ヒマシ  
タ所ガ、其ノ趣旨ニハ副フベク努力スルト  
云フコトノ御答ガアッタノデアリマス、詰リ  
此ノ鋼ノ籀ニ農林大臣ハ御自身カラ堅ク封  
印ヲ付ケラレタノデアリマス、斯様ニシテ  
アリマスルカラシテ、私ハ此ノ反対ノ氣勢  
ト云フモノハ、十分ニ緩和ガ出来ルト思フ  
ノデアリマスシ、又反対ノ説ヲ唱ヘラレル  
方ハ、是等米穀自治管理法案ノ内容ニ付テ  
今少シク御検討ニナリ、貴衆兩院ノ希望決  
議ニ付キマシテ靜カニ御讀ミニナリマシタ  
ナラバ、御自分達ノ御心配ガ多ク杞憂デア  
ルト云フコトガオ分リデアルノデアラウト  
思フノデアリマス、ドウカ私達ハ此ノ米穀業  
諸君ガ靜カニ考ヘラレマシテ、餘リ御心配  
過ギナイヤウニ御願ヲ致シタイト思フノデ  
アリマス、兎ニ角モ米穀自治管理法案ハ前申  
上ゲマシタ通リニ、此ノ議政壇上ニ出マシ  
テカラ三年越シデアリマスケレドモ、其  
ノ胚胎スル所ハ大正ノ中期ノ米穀委員會ニ  
其ノ端ヲ發シテ居ルノデアリマシテ、永イ  
間各方面ノ重鎮ノ方々ガ寄ヅテタカツテ論議  
ニ論議ヲ重ネテ、サウシテ茲ニ煌チ上ッタノ  
ガ此ノ法案デアルノデアリマシテ、現在ニ  
トシテ立派ナル所ノ米穀對策ガ得出テ來レバ  
格別デアリマスガ、サウ云フコトハ餘程是  
ハムヅカシイコトデアリマス、申上ゲル迄  
モナク、天下ノ如何ナル品物ノ中ニ於キマ

シテモ、此ノ米ホドムヅカシイモノハナイン  
ト思フノデアリマス、御承知ノ通リニ、國民  
總テノ者ノ命ノ糧ヘ、此ノ米ニ仰イデ居ル  
ノデアリマシテ、國民ノ各層ヘ此ノ米ト云  
フモノトハ絡ミ付イテ居ルノデアリマス、  
米ヲ作ル人アリ、米ヲ賣ル人アリ、米ヲ消  
費スル人アリ、而シテ又米ニヘ内地米アリ、  
朝鮮米アリ、臺灣米アリ、外米アリ、又  
作柄ニ於キマシテヘ、年ニ豐年アリ、饑饉  
年アリ、豐年作アリ、天候ニ依ツテ是ヘ左  
右サレルノデアリマス、而モ亦一面ニハ、  
日本ノ人口ヘ年々數十萬ヅツ増殖シテ參ル  
ノデアリマス、斯様ナ次第デアリマスカシ  
テ、人口食糧ノ問題ノ上カラ考ヘマシテ  
モ、餘程先キ迄見通シヲ付ケマシタモノデ  
ゴザイマセヌケレバ、絕對恒久的ノ米穀對  
策ト云フモノヘ出來上ラナイコトデアラウ、  
是ハナカヽ至難ナ事柄デアラウト思フノ  
デアリマス、甚ダ俗ノ例ヲ申述ベテ相濟  
ミマセヌガ、コチラヲ立テレバアチラガ立  
タズ、アチラヲ立テレバコチラガ立タズ、  
コチラアチラト云フヤウナ單ナル數デハナ  
イノデアリマシテ、此ノ米穀ニ絡ッテ居ル所  
ノ全國民ノ各利害ト云フモノハ、立體的デ  
アリ多角的デアリマス、如何ナル政府  
ガ立タレマシテモ、米ノ對策ニ於キマ  
シテ全國民總テノ者ニ満足ヲ與ヘルヤウナ  
恒久絶對ノ米穀對策ト云フモノハ、是ハナ  
カナカ不可能ニ近イ仕事デアラウト私ハ想  
察スルノデアリマス、デアリマスルカラシ  
テ出來ナイ相談ノコトヲ考ヘテモ致方ガナ  
イ、實行ノ出來得ル範圍内ニ於テノ最善ノ  
法へ米穀統制法ノ缺陷ヲバ是正シタ所ノ、

而モソレニへ衆議院ノ諸君ガ非常ナル御勉強ニ依リマシテ、附帶希望決議ト云フヤウナ、ソコニ格別ナル註文ヲ附ケラレ、其註文ニ對シテハ政府ハ快ク受ケ容レラレテアルノデアリマス、又貴族院ニ於カレマシテマシテハ農林大臣ヘ、此ノ希望附帶ノ決議ノ御趣旨ニ副フヤウニ努メルト云フコトヲ申サレテ居ルノデアリマスルカラ、是レ以上上我々へ最善ノ法ノ手段ト云フモノハナイノデアリマス、如何ニ神様ト賴マレマシテ迄摶ツチ上ゲラレタ此ノ今日ニ於キマシテハ、小父サント賴マレマシテモ、此レ以上ヘ何トモ致方ガナイト思フノデアリマス、年來長ク衆議院ノ諸君ガ御苦勞ニナッテ是ノデアリマス、如伺ニ神様ト賴マレマシテヘ、米ノ根本策トモ申シテ宜シイヤウナ此ノ法案ガ折角向フカラ可決サレテ通ツテ來タノデアリマスルカラ、我々モ此ノ法案ヨリ今日差向キ良キ法律案ガナインデアリマスルカラ、先づ以テ之ヲ實施致シマシテ、サウシテ農村ノ救濟ヲ早クシ、又國庫ノ負擔ヲ輕減シ、又此ノ米穀對策ニ依リマシテ、需給調節、價格ノ調節ノ上ニ、共存共榮ノ途ノ開カレテ參リマスヤウニ、サウ云フ心持ト以チマシテ本法案ヲ贊成スル次第デアリマス

○子爵西大路吉光君 直チニ各案ノ第一讀

會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 賛成

○副議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス

○副議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ

〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(伯爵松平頼壽君) 三案ノ第二讀

會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○副議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス

○副議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ

〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス

○副議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ

〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

關稅定率法中改正法律案  
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及  
報告候也

昭和十一年五月二十二日

委員長 侯爵佐佐木行忠

貴族院議長公爵近衛文麿殿

侯爵佐佐木行忠君演壇ニ登ル

副議長(伯爵松平頼壽君) 別ニ御發言モ

副議長(伯爵松平頼壽君) 别ニ御發言モ

官報號外 昭和十一年五月二十四日 貴族院議事速記録第十三號 米穀自治管理法案外二件 第一、二、三讀會 關稅定率法中改正法律案 第一讀會ノ續

税定率法中改正法律案 政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續 委員長報告佐佐木委員長

ルノデアル、從來困難トセラレテ居ツタ問題モ、之ヲ克服シ得ルトス様ニ信ズルトノ答

シタル關稅定率法中改正法律案ノ、特別委員會ノ經過茲ニ結果ヲ御報告申上ゲマス、

本案ノ提案ハ鑛油、「アルミニウム」等十一品

ニ關スルモノデアリマシテ、其ノ稅率ガ本邦ノ生産需給ノ現況、其ノ他ノ事情ニ副ハ

ナイモノガアリマスルノデ、之ヲ改正セム

トルモノデアリマス、委員會ニ於キマシテハ政府ヨリ詳細ナル説明ガアツクノデア

リマスガ、是ハ餘リニ長キニ瓦ツテ居リマス

ス、次イデ主ナル質問應答ノ二三ヲ御紹介申

上ゲマス、其ノ一つハ「アルミニウム」ノ關稅

ニ關スルモノデアリマシテ、「アルミニウム」ノ關稅ヲ今回ノ程度ニ改正スルナラバ、

其ノ輸入ハ全然之ヲ杜絕スルコトガ出來ル

カ、斯様ナ問ニ對シテ「アルミニウム」ノ需

給額、生産額ヲ舉ゲテ政府へ説明ヲ致シ、

自給自足ヲ爲シ得ル見込デアルニ依ツテ、將

來ハ其ノ目的ヲ達シ得ベキ考デアル、斯様

ナ答辯デアツクノデアリマス、又「アルミ

ニウム」ノ生産ハ、多大ノ努力ヲ爲シテ居ル

ニ拘ラズ、其ノ品質上ニ於テハ缺點ガアルヤ

ウニ聞イテ居ルガ、政府ノ之ニ對スル指導

方針ハドウ云フ風デアルカト云フ質問ニ對

シマシテ、政府ハ商工省ノ工業試驗所等ニ

ニテ研究ノ結果、又目下ノ工業ノ現況等ヲ

セラレマシテ、漸次は向上シツ、ア

ルノデアル、從來困難トセラレテ居ツタ問題モ、之ヲ克服シ得ルトス様ニ信ズルトノ答

シタル關稅定率法中改正法律案ニ相成リマ

シタル關稅定率法中改正法律案ニ相成リマ

シタル關稅定率法中改正法律案ニ相成リマ

シタル關稅定率法中改正法律案ニ相成リマ

シタル關稅定率法中改正法律案ニ相成リマ

方ナ、尙將來ノ燃料國策ニ關シテハ十分努力スル積リデアル、斯様ナ答辯デアツクノ

スルガ、銑鐵ノ關稅ハ今回ノ提案ニナイン

デアルガ、是ハドウナッテ居ルノデアルカト

云フ御質問ガアリマシタ、政府ハ鐵鋼國策

モ是亦甚ダムヅカシイ問題デアル、矢張リ

云フ御質問ガアリマシタ、其ノ見直シテ見タイノデアツテ、其ノ見

直スモノノ中ニハ關稅モ含マレテ居ルノデ

アル、斯様ナ答辯デアツクノデアリマス、尙

其ノ他詳細種々ナル御質問ガアリ、慎重審

議致シタノデアリマスルガ、ソレハ此ノ際

ハ略シテ置キマス、次イデ討論ニ入りマシ

テ、何等異議ナク可決セラレマシタ、右御

現行關稅デヘ燈油ト揮發油トノ間ノ稅率ガ

ケレバナラナイカ、斯様ナ質問ガアリマシ

テ、政府ハ之ニ對シマシテ、鑛油ニ對スル

云フ答辯デアツクノデアリマス、又揮發油ノ

稅率變更ニ對スル政府ノ説明ヲ聽クト、何

様ナ答辯デアツクノデアリマス、尙政府ハ權

衡上カラ言フナラバ、燈油ノ方ノ稅率ヲ引

下ゲテモ宜イデハナイカト云フヤウナ御懸

念モアルカモ知ラヌガ、ソレハ目下ノ情勢ニ

於テハ適當デナイト、斯様ニ見テ居ルト

カ、

〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(伯爵松平頼壽君) 別ニ御發言モ

○副議長(伯爵松平頼壽君) 別ニ御發言モ

○副議長(伯爵松平頼壽君) 别ニ御發言モ

○副議長(伯爵松平頼壽君) 别ニ御發言モ





マシテ、幾多ノ質疑ヲ致シタノデアリマスルガ、結局誠ニ此ノ説明ガ……説明ニ對シテ此ノ修正ノ文意が明瞭ヲ缺ク點ガアリシテ、此ノ點ニ付キマシテ幾多ノ質疑ヲ生ジタノデアリマスル、例ヘバ此ノ監督權ヲ行フ者ノ點ニ付テモ質疑ガアタノデアリマシテ、或ハ臺灣總督デアルトカ、或ハ拓務大臣デアルトカ、或ハ兩者ニ在ルトカ云フヤウナコトデ此ノ法文ノ記載スルコトガ稍、明瞭ヲ缺イタノデゴザイマスル、勿論私へ素人デアリマスルカラ、此ノ立法技術ハ極メテ分ラヌコトデアリマスルケレドモ、併シ此ノ立法技術ニ堪能ナル御方ノ説ヲ承リマスルト、誠ニ不完全デアルヤウニ承ツタノデアリマスル、併シナガラ前申上ゲマスル如ク此ノ提案ノ趣旨ハ誠ニ必要緊切ナルモノデアリマスルガ故ニ、寧ロ是ハ政府ノ原案ニ戻シタ方ガ宜イデハナイカト云フ、意見ヲ一員ガ吐カレマシテ、而シテ滿場一致之ヲ可決シタノデアリマスル、即チ修正ニ更ニ修正ヲ加ヘテ、元ノ如ク政府ノ原案ニ戻スト云フコトニ相成リマシテ、滿場一致ヲ以テ可決致シタ次第デアリマス、簡単ニ此ノ段ヲ御報告致シテ置キマス、次ニ臺灣私設鐵道補助法中改正法律案ヲ議題ニ供シテ審議ヲ進メタノデゴザイマスル、此ノ案ハ極メテ簡単デアリマスル必要ガアリマスルノデ、是ハ恰モ朝鮮シテ、臺北鐵道ト臺中輕鐵ト兩方ノ二ツノ鐵道ハ臺灣ノ開發上最モ必要ナモノデアリマスガ、併シ尙當分政府ヨリ補助金ヲ支給ヘル期間ヲ延長シタ方ガ宜カラウト云フコトデアリマスルノデ、即チ此ノ原案提出ノ理由ノ如ク、委員會ニ於テハ之ヲ是ナリト

シテ、満場一致ヲ以テ臺灣私設鐵道補助法中改正法律案へ可決相成タ次第アリマスル、簡單ニ此ノ段ヲ御報告申上ゲマス  
○議長（公爵近衛文麿君） 大河内子爵  
(子爵大河内輝耕君演壇ニ登ル)  
○子爵大河内輝耕君 本案ニ關聯致シマシ  
テ政府ニ御尋ヲ致シマス、先日豫算委員會  
デゴザイマシタカ、曾我子爵カラ熱誠ヲ極  
メタ御質問ガアッタ、即チ是等ノ會社ガ澤山  
出來ルガ、是ハ退職官吏ノ隠退所ニナルト  
云フコトガアッテハ折角ノ立法モ無意味ニ  
ナルカラシテ、斯ウ云フコトハ嚴ニ避ケテ  
貴ヒタイト云フ質問デアッタ、私ハ今日此ノ  
機會ヲ利用致シマシテ拓務大臣ニ其ノコト  
ヲ伺ヒタイ、是ハ無論當局ノ退職官吏ノ隠  
居所デモナケレバ、又其ノ緣故者ヲ祭り込  
ム所デモナイ、何モサウ云フコトハ少シモ  
御ヤリニナルマイト思ヒマス、又現當局者  
ハ勿論ノコト、將來後ヲ繼ガレル當局者ニ  
於テモ、斯カルコトヲ爲サルコトハ無カラ  
ウト存ジマスルガ、先づ其ノ點ヲ愚念ヲ押  
シテ置キタインデアリマス、又第一ニ於キ  
マシテハ、此ノ法案ハ政府折角御提出ニナ  
リマシタ、今日ニ至ルマデ審議ヲ致シテ居  
リマスルガ、政府ノ御意見トシテハ一日モ  
早ク此ノ成立ヲ望マル、ヤ否ヤ、是非トモ  
此ノ議會ニ於テ成立ヲ望マル、ヤ否ヤ、此  
ノ點ヲ伺ヒタイ、其ノ御答ニ依リマシテ更  
ニ質問ヲ續行致シマス  
(國務大臣永田秀次郎君演壇ニ登ル)  
○國務大臣（永田秀次郎君） 大河内子爵ノ  
御尋ニ對シテ御答ヲ申上ゲマス、此ノ會社  
ノ役員ノ選定ニ當リマシテ、或ハ退職官吏  
ノ隠居所ニナルトカ、或ハ緣故者ヲ救濟ス  
ル場所ニナルトカ云フヤウナ處ガナイカト

云フ御話デゴザイマンシタガ、此ノ臺灣拓殖株式會社ガ其ノ成立ノ趣旨ヲ十分ニ發揮スルコトノ出來ルカ出來ナイカト云フコトヘ、一ニ懸ツテ其ノ役員トナルベキ人ノ技術如考慮ヲ加ヘテ十分ニ適材ヲ求メタイ、斯ウ云何ニ存スルモノト考ヘテ居ルノデアリマス、従ツテ役員ノ選定ニ付テハ特ニ慎重ナル考デナイヤ者ヲ緣故ノ關係ニ救濟ヲスルヤウナ意味デ其ノ役ニ任ズルト云フヤウナコトフ考ヲ持ツテ居リマスルノデ、決シテ或有能特ニ十分ノ上ニモ十分ノ注意ヲ加ヘタイト考ヘテ居リマス、第一ニ御尋ニナリマシタ一日モ早ク此ノ會社ノ成立ヲ希望スルカ、ト云フ御尋デゴザイマンシタガ、日本ノ現状ニ鑑ミ、ドウシテモ國策上此ノ會社ノ成立ガ一日モ早ク成ラムコトヲ熱望シテ居ル次第デアリマス、簡単ナガラ御答ヘ申上ゲテ置キマス

ト書カレ、ハソレテ宜イノデ、ヲ修正シ  
テ見タツテ修正シナイデモ同ジヤウニ私  
取レル、政府ハ此ノ私ノ解釋ガ誤珍テ居  
カ居ラナイカ先ヅ伺ヒタイノト、政府ハ此  
ノ「勅令ヲ以テ之ヲ定ム」ト書カレタ原案ヲ  
作ラレタ際ニ、如何ナル勅令ヲ御出シニナ  
ル御積リデアルカ、定メシ此ノ衆議院ノ修  
正ニナツタノデアラウト思ヒマスガ、此ノ點  
ヲ明カニシテ戴キタイ、第一ハ第十條、「政  
府ハ……業務ヲ監督ス」トアル、ソレヲ衆議  
院ガ直シテ、「業務ハ第一次ニ於テ臺灣總  
督之ヲ監督シ第二次ニ於テ主務大臣之ヲ監  
督ス」ト斯ウアル、是ハデスネ、「政府ハ」ト  
アルカラ、矢張リ原案ノ通リニ依リマシテ  
モ、臺灣總督ガ第一次ニ監督シテ、第二次  
ニ於テ主務大臣ガ監督デアル、原案ノ儘デ  
モ其ノ通りニ私ハ解シテ居ル、唯是ハ從來  
ト少シ變リマシタノヘ、是ガ當該即チ從來  
ノ臺灣總督府ノ管轄區域ノ外ニ、此ノ會社  
ニ關スル限ニ於テハ、臺灣總督ノ權限ガ、  
監督權ガ及ブ、ソレダケガ違ノノデ、ソレ  
ハ條文ノ修正ニ依ツテハ何モ違ヒハシナイ、  
衆議院ノ修正ニ依ツテモチットモ違ヒハナイ  
ノデ、同じ意味ト解スルノデスガ、其ノコ  
トヲ、私ノ解釋ガ違ツテ居ルカ、違ツテ居ナ  
イカ、其ノコトヲ更ニ政府ニ伺ヒタイ、ソ  
レヲ御聽キシタ上デ更ニ質問ヲ續行致シマ  
ス

リマシタガ、此ノ點ハ政府ト致シマシテハ、勅令ヲ以テ定ムル場合ニハ、其ノ内容ニ於キマシテハ、臺灣總督ノ地位ニ鑑ミ、又此ノ會社設立ノ經過ニ鑑ミマシテ、「臺灣總督之ヲ任命ス」ト勅令ノ中ニ規定スル積リデゴザイマス、サウシテ内容ニ於キマシテハ、事柄ガ社長以下副社長等ノ役員任命ハ非常ニ重大關係ガアリマスカラ、内部ノ監督ノ手段トシテ、豫メ拓務大臣ニ指揮ヲ仰グヤウニシタイ、ソレハ内部ノ監督ノ作用デサウシタイ、モウ少シ進ンデ申シマスレバ、

拓務省ニ於テハ、十分是等ノ適任者ヲ得ル爲ニハ、總督ト共ニ十分ニ骨折ルト云フヤ

ウニ行キタイト思ツテ居リマス、ソレデ「勅令ヲ以テ定ム」ト書イテアリマスル内容ハ、明文ニ……文法トシテハ、臺灣總督之ヲ任命

スト、之ヲ命ズト云フ風ニ書ク積リデゴザリマシタ、從ツテ此ノ通リニ、衆議院ノ修正

ノ通リニ修正サレマシテモ、實質ニ於テハ別ニ政府ニ於テハ不都合トハ考ヘテ居リマ

セヌ、先づ同ジモノト心得テ居ルノデアリマス、第二點ニ付キマシテ、監督ノ方法ハ

「政府ハ臺灣拓殖株式會社ト業務ヲ監督ス」トアリマス、此ノ政府ノ提出ノ原案ノ内

容ハ、大體主トシテ臺灣島内ノ事ハ、臺灣總督ガ主トシテ其ノ監督ノ任ニ當ツタラ宜

イ、併シナガラ其ノ大キナ事柄ニ付テハ拓務大臣ニ伺フト云フヤウナ内部ノ監督方法ヲ採リタイト思ツテ居リマス、又島外……

臺灣島外ノ事ハ外國關係ノコトデモアリマスカラシテ、是ハ臺灣總督ニ於テ第一次ノ相談……會社ガ相談ヲ致スノデアリマスケレドモ、外國ノ關係モアリマスカラシテ、主

トシテ拓務大臣ガ之ヲ監督スル、斯ウ云フ積心持デ勅令ノ内容ヲ定メタイ、斯ウ云フ積

リデ居ツタノデアリマス、從ツテ衆議院ノ修正ハ「臺灣拓殖株式會社ノ業務ハ第一次ニ於テ臺灣總督之ヲ監督シ第二次ニ於テ主務大臣之ヲ監督ス」ト、斯ウ云フ風ニ明カニ規定致シマシテモ、其ノ實質ニ於テハ殆ド變ル所ガナイ、監督ノ運用上此ノ規定ト同ジヤウナ方法ニ依ツテヤルト云フ積リデゴザイマス、從ツテ此ノ衆議院ノ修正ニ付テハ、政府ト致シマシテハ格別異存ハナインデアリマス、是ダケヲ御答辯致シテ置キマス

○子爵大河内輝耕君演壇ニ登ル

○子爵大河内輝耕君 第一點ハ能ク了解致シマシタ、即チ直サレテモ直サレナイデモ

同ジ事ダト云フ政府ノ解釋、第二點ハ如何デゴザイマセウカ、是ハ私伺ヒ達ヒダトイケ

マセヌカラ、念ヲ押シテ置キマス、政府ハ、

十條ノ解釋ハ原案ニ依リマスルト云フト、

島内ノ事ハ臺灣總督ガヤル、島外ノ事ハ拓務大臣ガ監督ラスルトスウ云フ原案ナン

ダ、ソレヲ衆議院ガ直シタ爲ニ、島内ナルト島外ナルトヲ問ハズ、苟モ臺灣拓殖株式

會社ノ業務デアレバ、ソレガ廣東デアラウガ、  
アラウガ、第一次ハ臺灣總督之ヲ監督シ、

第二次ハ主務大臣ガ之ヲ監督スト……、サ

ウシマスト此ノ第十條ノ方ニ付キマシテ

ハ、修正案ノ爲ニ臺灣總督ノ權限ガ廣クナッ

チヤック、是ガ原案デハ狹クナツチヤック、斯

ウ云フ御解釋デゴザイマスカ、少シスウヲ

ニ恐縮ニ存ジマスガ、事實上ノ取扱ト法律

上ノ解釋トガ區別サレナクナツテ、分ラナクナツテ參リマシタノデ、明カニシテ置キタイ

ト思ヒマス、サウ致シマスト法律上ノ解釋

ト致シマシテハ、原案ニ依リマシテハ島内ニ於キマシテモ、島外ノコトト雖モ臺灣總

督ニ監督ノ權限アリ、斯ウ云フ法律上ノ解釋ナリト認メテ宜シウゴザイマスカ

○子爵大河内輝耕君 演壇ニ登ル

○子爵大河内輝耕君 此ノ解釋ニ付キマシテ、委員ニ質問ヲ申上げタイ、此ノ度ノ修

正ヲ出サレタ、サウシテ茲ニ論議サレルト

云フ迄ニ手數ヲ掛ケラレタコトニ付キマシテハ、實ニ我々感謝措ク能ハザル所デゴザ

ニ御答ヘ申上ゲマス、島内ノ事ハ主トシテ臺灣總督ガ之ヲ監督シ、島外ノ事ハ臺灣總督ラ通ジテ主トシテ拓務大臣ガ之ヲ監督ス

ト云フ風ニ申上ゲテ置キマシタノデアリマスガ、是ハ法文ノ文字カラ申シマスレバ、

只今大河内子爵ノ仰セラレタ通りニ、臺灣總督ハ、政府ノ言フ通リデアレバ、島外ノコトニ付テハ監督權ガナイノダ、然ルニ此

ノ通リニ第一次監督ト云フコトヲスレバ、

初メテソレニ依ツテ監督權ガ出來ルノダ、斯

ウシマスルガ、政府ノ考ト致シマシテハ、島内ノコトト雖モ、矢張リ重要ナコトハ政府

ニ相談ヲスルヤウニ、内部的ノ監督ノ手段

ニ依ツテヤル積リデゴザイマス、又島外ノコ

トヲ主トシテ拓務大臣ガ監督スルト申シマ

シテモ、矢張リ臺灣總督ヲ通ジテ致ス考デ

ゴザイマスカラシテ、實質上ノ監督ノ方法

ニ於テハ大シタ差ガナイ、斯ウ云フ風ニ考

ヘテ居ルノデアリマス

○子爵大河内輝耕君 演壇ニ登ル

○子爵大河内輝耕君 ドウモ遲クナツテ誠

ニ恐縮ニ存ジマスガ、事實上ノ取扱ト法律

上ノ解釋トガ區別サレナクナツテ、分ラナク

ナツテ參リマシタノデ、明カニシテ置キタイ

ト思ヒマス、サウ致シマスト法律上ノ解釋

ト致シマシテハ、原案ニ依リマシテハ島内ニ於キマシテモ、島外ノコトト雖モ臺灣總

督ニ監督ノ權限アリ、斯ウ云フ法律上ノ解釋ナリト認メテ宜シウゴザイマスカ

○子爵大河内輝耕君 演壇ニ登ル

○子爵大河内輝耕君 此ノ解釋ニ付キマシテ、委員ニ質問ヲ申上げタイ、此ノ度ノ修

正ハ非常ニ短期ノ所デアルノニ非常ニ御勵

精下サイマシテ、熟慮審議ノ結果、此ノ修

正ヲ出サレタ、サウシテ茲ニ論議サレルト

云フ迄ニ手數ヲ掛ケラレタコトニ付キマシテハ、實ニ我々感謝措ク能ハザル所デゴザ

ト、少シク又委員ニ對シテモ、御質問ヲ致  
サヌケリヤナラヌ事情ニ立至リマシタノ  
デ、委員ノドナタデモ宜シウゴザイマスカ  
ラ、一ツ此ノ點ヲ明瞭ニ致シテ置キタイ、  
即チ只今拓務大臣ノ解釋ハ委員ニ於テ之ヲ  
認メラレルヤ否ヤ、アノ通リデ宜シイノデ  
ゴザイマスカ、若シ認メラレナイトスレ  
バ、何處ガ違ヒマスカ、御指摘ヲ願ヒマス、  
ソレカラ若シ假ニ拓務大臣ノ解釋デアリト  
スレバ、原案ニ依ラウガ、修正案ニ依ラウ  
ガ、同ジコトデアリマス、ソレナノニ修正  
ヲ又元ニ戻スト云フヤウナ、重大ナルコト  
ヲ致シマス以上、社會ニ對シテモット明瞭ニ  
致シテ置カナケレバナラヌ點ト存ジマス  
ルカラ、具體的ノ御説明ヲ御願ヒ致シマス  
○伯爵柳原義光君 是ヘ委員長トシテ答辯  
致スヨリハ、寧ロ太田君ナリ、柴田善三郎  
君ナリ、委員會ニ於テ之ニ關シテ意見ヲ細  
カニ御述ベニナツタ御方カラ仰セラレル方  
ガ明瞭ニナルト存ジマスカラ、何卒左様願  
ヒタウゴザイマス

スルカラ、詰リ法制ノ上ニ明カニ監督關係ヲ現スノデアリマス、所デ大體委員會ト致シマシテハ、第六條ノ場合モサウデアリマスルケレドモ、是ノ効キ方ヘ餘リ達ヒハナリ達ヒヘナイカモ知レマセヌガ、大體臺灣總督ト云フモノハ臺灣統治ノ重責ヲ負フ所ノ重臣デアル、斯ウ云フ關係カラ致シマシテ、一般ノ監督權ヲ拓務大臣へ持ツテ居ルケレドモ、個々ノ場合ニ付テ、法令ノ上デ、明カニ臺灣總督ガ主務大臣ノ認可ヲ受ケテ、サウシテ重役ヲ選任スルト云フコトノ如キヘ、臺灣ニ關スル法制ニ於テ初メテ開カレル新例デアル、無論大臣ト致シマシテハ非常ナ兩者ノ關係ヲ圓滿ニヤツテ行カレウト云フコトニ付テハ豐カナ氣持ノ大臣ガ、初メテ實際ニ於テハ臺灣總督ト云フ權限ヲ小サナ居ラレマス、併シナガラ法制ノ上ニ現レルモノニ法制ノ上デヘシテシマフト云フコトニナルノデアリマスルカラ、ソレデ法制ノ上ニハ臺灣總督、結局勅令ニ讓リマスル結果ヘ、臺灣總督ト云フコトニ、形式ノ上デハナリマセウ、サウシテ監督權ノ發動トシテ主務大臣ヘ關聯セラレルト云フコトニ、斯ウ云フコトニラウト思ヒマス、是ハ即チ初メテ斯ウ云フ制度ノ上ニ於テ、斯様ナ臺灣總督ノ如キ重責ノニアラレマスルモノ、即チ臺灣ノ統治百般相成リマシタトヘ申シナガラ、所謂新附ノ民デアリマスルカラ、臺灣ノ總督ノ威信上ニモ如何アラウカト、斯ウ云フ考ヲ以チマ

シテ、是ト同ジヤウナ意味デアリマス、矢張リ第一次、第二次ト云フ如キ言葉ヲ法制ノ上ニ於テ現スト云フコトノ如キハ如何デアラウカ、斯ウ云フ氣持カラ致シタ譯デアリマス、左様ニ御承知ヲ願ヒマス  
〔子爵大河内輝耕君演壇ニ登ル〕

○子爵大河内輝耕君 御氣持ハ能ク分リマシタガ、結果ハ同ジコトニナリマス、此ノ衆議院ノ修正案通リヲ勅令デ出セバ矢張リ同じコトニナル、今サウ云フヤウナ勅令ヲ出スノダト云フ、又少クモ之ヲ出シ得ル、サウ云フ勅令ヲ出スコトヲ得ズト御書キニナレバ別デスガ、出セル修正デ、ソレデ拓務大臣ノ氣持モサウ云フ勅令ヲ出サウト云フ、同ジ譯ニナル、デ殊ニ在外ノ臺灣總督ガ第一次ニ監督シ、第二次ニ主務大臣ガ監督スル、何モ臺灣總督ヲ下ニ見タノデモ何デモナイ、デ斯ウヤッテ書イテヤレバ、臺灣總督ハ島ノ外マデ力ガ及ブ、力ガ及バナイノデナイ、管轄以外ニモ仕事ヲ監督スルト云フコトガ明カニナリ、又臺灣總督ガ出先官憲デアル以上、主務大臣ノ認可ヲ受ケテ見タ所デ當リ前ノ話デ、餘リ別ニ體面ニモ關シナリ思ヒマス、マアソレハサウ云フコトハ別ト致シマシテ、ソレハソレデ別ト致シマシテ、斯ウ云フ勅令ハ御修正ニナツタツテ拓務大臣ガ出シ得ルノデスカラ、其ノ點何モ立法トシテハドツチニナツタツテ同ジ譯デ、變ニ思フノデスガ、コンナニ時間ヲ潰シテ、サウシテ修正スル必要ガドコニアルカト思フ、今一應ドウゾ……

〔柴田善三郎君演壇ニ登ル〕

ソレデ今拓務大臣ガ仰シヤルヤウニ御定メ  
ニナルト云フコトニナレバ、監督權ハ横ノ  
關係ニナル、ソレデアルカラ上下ノ關係ヲ  
此ノ際初メテ斯ウ云フ法令ノ中ニ現スト云  
フコトヘ宜クナイ、特殊ノ法令ノ中ニ現ス  
云フコトヘ適當デアルマイ、成ルベク臺灣  
總督ノ權限ヲ重ンジナケレバナラナイ、是ガ  
前例ニナツテ將來幾多ノ法令ニ何デモカソ  
デモ拓務大臣ガ、上ノ監督關係ニアルト云  
フコトヲ、ソレゾレノ法令ニ明記スルヤウ  
ナ前例ヲ作リタクナイト、斯ウ云フ意味デ  
アリマスカラ、此ノ意味ニ於テヘ達フト思  
ヒマス、併シナガラ委員會トンシテ只今ノ御  
尋デヘアリマセヌケレドモ、一應申上ゲテ  
置カナケレバナラナイコトハ、實ハ拓務大  
臣ガ臺灣内ノコト、ソレカラ島外ノコト、  
之ニ依ツテ分界ヲ立テテ行キタイト云フコ  
トヘ仰シヤツテ居リマスケレドモ、サウシテ  
此ノ事情ニ於テ只今御發言ニナツタコトヲ、  
ソレハモウ間違ヒナイト取レバ格別デアリ  
マスケレドモ、併シ是マデノ經過カラ申シ  
マスルト、色々ノ機會ニ於テ極メテ理義ア  
ル御答辯ニナツテ居ルノデアリマス、例ヘバ  
或時ニ於キマシテヘ、主トシテ臺灣ノ中ノ  
コトハ臺灣總督ニヤラセタイ、主トシテ島  
外ノコトヘ主務大臣ガヤリタイ、斯ウ云フ  
キリシタ分界ト云フモノヲ立テルヨリモ、  
大體ノ氣持ノ上カラ言フナラバ、總督ノ功  
績ハ即チ自分ノ功績デアル、自分ノ功績ハ即  
チ總督ノ功績デアル、故ニ法制ノ上デハドウ  
云フヤウニナツテモ、互ニ相談相手トナツテ  
相扶ケ合ツテ進ミタイ、斯ウ云フヤウナ意味

デ御答辯ニナツタコトモアルノデアリマス、  
之ニ對シ委員會經過トシテ申上ゲマスルガ、  
委員會へ拓云大臣ノ御氣持ト云フモノヘ、  
ソレハ能ク了解ハ出來ル、併シナガラ只今ノ  
大臣ヲ目標ニシテ法制ヲ作ルト云フコトヘ、  
是ハ出來ナイコトデアリマス、故ニ法制ノ上ニ  
於テハ人ト云フモノヲ見ズ、大臣其ノ人ヲ見  
ズニ、ドノ人ガ來テモ通用スルト云フ法制ヲ  
作フナケレバナラス、此ノ意味ニ於テ、實ヘ委  
員會カラハ、第十條ノ政府ト云フ文字ハ、  
臺灣總督ト云フ意味デアルト云フコトヲ仰  
シヤツテ戴ケナイカ、即チ一般的ノ監督規定  
ガアルノデアリマスルカラ、而シテ拓務大  
臣ノ職責タルヤ、實ニ外地行政ニ對シマス  
ル所ノ輔弼ノ責任ヲ負フ重要ナル地位ニ居  
ラレルノデアルカラ、法制ノ上デハ臺灣總  
督ト云フ解釋ヲ取ッテ、而シテ實際ノ上ニ於  
キマシテヘ其ノ御自身ノ重責ニ顧ミテ、事  
ノ大小輕重ヲ計ツテ、而シテ適宜ニ御相談ニ  
ナル、斯ウ云フコトニハ行キマセヌカト云  
フコトヲ申上ゲタノデアリマスルガ、之ニ  
對シテヘ、今法制ノ上カラサウ云フコトニ  
スルコトハムヅカシイト云フヤウナ御話デ  
アリマシタ、併シナガラ是ハ批判ニナリマ  
スルケレドモ、大體委員會トシテ言葉ヲクッ  
キリ島内ノコトハ臺灣總督、島外ノコトハ  
拓務大臣ト云フ意味デ、之ニ贊成致ス意味  
ヲ以テ決シテ原案ヲ認メタ次第デヘナイノ  
デアリマス、恐ラク批判的ニ申上ゲマスル  
ナラバ、一つノ會社ノ監督ト云フモノヲ、  
横ニ二分シテヤルト云フコトノ如キヘ、蓋  
シ、結局將來ニ於ケル紛亂ノ本ニナルノデ  
ハナイカ、殊ニ人事ノ關係ト云フモノハ上  
下ノ關係ガアツテスラモ、相當面倒ナモノデ  
アル、况ヤ横ニ關係ニ於テスルト云フコト

ナラバ、非常ナ混亂ガ起キヤシナイカト云  
フヤウナコトモ申上ゲテ、御注意へ申上ゲ  
テアル次第デアリマス、ソレ故ニ只今ノ御  
答辯ノヤウナ結果ニ或ハ勅令ハ出ルカモ知  
レマセヌガ、私ハ恐ラク結果論トシテハソ  
レゾレノ審議機關ニ御諸リニナッテ決メマ  
ス場合ニ於テハ、サウ云フモノガ實際ニ於  
テハ現レテ來ナイグラウト考ヘテ居リマス、  
大體併シナガラ一面ニ於テ是ハ法制上ノコ  
トデアツテ、サウシテドウナラレテモ、運用  
ノ上ニ於テハ少クトモ現拓務大臣ヘドチ  
カラ言ツテ、極メモテ圓滿ナル統治ノ趣旨ニ  
副フ御執行ヲ爲サルモノト、斯ウ云フ風ニ  
委員會へ見テ、原案ニ戻リマシタ次第デア  
リマス、左様ニ御了承ヲ願ヒマス

・  
○子爵大河内輝耕君演壇（登ル）

ヲ開クコトニ御異議ハゴザイマセヌカ  
○「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長（公爵近衛文麿君） 御異議ナシト認  
会ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 贊成

○議長（公爵近衛文麿君） 西大路子爵ノ動  
議ニ御異議ハゴザイマセヌカ  
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長（公爵近衛文麿君） 御異議ナシト認  
メマス

○議長（公爵西大路吉光君） 先づ委員會ノ修  
正ノアリマシタ臺灣拓殖株式會社法案、是  
ノ第二讀會ヲ開キマス、全部委員長ノ報告  
通リデ御異議ハゴザイマセヌカ  
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長（公爵近衛文麿君） 御異議ナシト認  
メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第三讀  
會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 贊成

○議長（公爵近衛文麿君） 西大路子爵ノ動  
議ニ御異議ハゴザイマセヌカ  
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長（公爵近衛文麿君） 御異議ナシト認  
メマス

○議長（公爵近衛文麿君） 第三讀會、全  
部  
第二讀會ノ決議通りデ御異議ハゴザイマセ  
ヌカ  
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長（公爵近衛文麿君） 御異議ナシト認  
メマス

○議長（公爵近衛文麿君） 次ニ臺灣私設鐵道補助法中改正法律案、第二讀會ヲ開キマス、全部委員長ノ報告通リテ御異議ハゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（公爵近衛文麿君） 御異議ナシト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 贊成

○議長（公爵近衛文麿君） 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（公爵近衛文麿君） 御異議ナシト認メマス

○議長（公爵近衛文麿君） 第三讀會、全部第二讀會ノ決議通りテ御異議ハゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（公爵近衛文麿君） 御異議ナシト認メマス

○議長（公爵近衛文麿君） 製鐵業獎勵法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、委員長樺山伯爵スマス

○議長（公爵近衛文麿君） 製鐵業獎勵法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和十一年五月二十三日

委員長 伯爵樺山 愛輔  
貴族院議長 公爵近衛文麿殿  
〔伯爵樺山愛輔君演壇=登ル〕

○伯爵樺山愛輔君 製鐵業獎勵法中改正法

律案ニ關スル委員會ノ經過並ニ結果ニ付  
御報告致シマス、審議ノ詳細ハ速記録ニ付  
ニ御覽ヲ願フコトニ致シマシテ、主要ナル  
事項ニ付キ之ガ要領ヲ御報告申上ゲタイト  
思ヒマス、先づ政府ノ本案提出ノ理由ヲ簡  
單ニ申上ゲマスレバ、製鐵業ノ振興方策ノ  
一ツトシテ、茲ニ製鐵業獎勵法ヲ制定シ、  
製鐵事業者ニ對シテハ所得稅及營業收益稅  
竝ニ地方稅ヲ免除スルコト致シテアルノ  
デアリマス、最近ノ本邦製鐵業ハ長足ノ進  
歩發達ヲ遂ゲタノデアリマシテ、從テ其ノ  
事業收益ガ資本金額ニ對シ年一割ノ割合ヲ  
超ユルガ如キ場合ニ於キマシテ、尙且之ニ  
全然免稅ノ特典ヲ受ケシムルコトハ過當ナ  
ル保護ニ失シマスルノデ、其一割ヲ越ユル  
收益ニ對シマシテハ、所得稅及營業收益稅  
竝ニ其ノ附加稅ヲ課シ得ルコトセムトス  
ルモノデアリマス、次ニ審議ノ要領ヲ申上  
ゲマスルニ、主ナル質疑竝ニ之ニ對スル政  
府ノ答辯ハ大體次ノ如キモノニアリマス、  
第一點ハ本改正法案ガ製鐵國策ノ本義ヨリ  
見テ適當ナルモノナリヤ、本案ハ單ニ歲入  
ノ增加ヲ企圖シタルモノニアラザルヤノ點、  
即チ銑鐵、屑鐵等ノ大量輸入ヲ必要トスル  
現狀ニ於テハ、製鐵會社ノ收益ニ對シ一部  
ノ課稅ヲ行フヨリモ、其ノ收益ヲ設備充實  
ニ資セシムルヤウ、政府ノ斯業ニ對スル指導  
監督ノ途ヲ講ズルコトガ安當ナリト認メラ  
ル、ガ如何ト云フ點デアリマス、尙陸海軍  
鐵國策ノ根本ニ於テハ何等變りナク、今後  
否ヤノ點ヲ質シタノデアリマス、之ニ對シ  
テ政府ヨリハ、鐵鋼ノ自給自足ヲ圖ルベキ  
事項ニ付キ之ガ要領ヲ御報告申上ゲタイト

審議ヲ進メテ居ル次第アツア本改正案ハ  
何等右ノ鐵國策ニ背馳スルモノデナク、製  
鐵會社ニ對スル過當ナル保護ノ弊ヲ是正シ、  
其ノ自主的發展ヲ企圖シタモノデアリ、  
又社會的公正ノ觀念カラ見テモ、此ノ程度  
案ハ今後ノ擴張計畫ノ進捗ニ格別ノ支障ヲ  
與ヘル虞ナシト認メルトノ答辯ガアリマシ  
タ、尙陸海軍國防ノ立場カラ見テ、本邦製  
鐵業ノ現狀ハ未ダ自給自足ノ域ニ達シテ居  
リマセヌカラ、今後各般ノ施設ニ付テ、折  
角關係各省ト協議連絡ヲ取りツ、アリマス  
ガ、本案ニ付テハ支障ナキモノト認メ、同  
意シタル旨ノ答辯ガアリマシタ、第二ノ點  
ハ、獎勵法ニ於テハ設備完成ノ年及其ノ翌  
年ヨリ十五年間ハ免除スト規定シテ居リ、  
民間ニ於テモ其ノ豫定ノ下ニ事業ヲ計畫シ  
テ居ルニ拘ラズ、今回免稅期間内ニアルモ  
ノニ對シ、一部保稅ヲ爲スハ當ヲ缺ク虞ナ  
キヤトノ點デアリマス、之ニ對シ政府ヨリ  
ヘ、獎勵法ノ精神ヘ、幼稚ナ產業ノ域ニア  
リマシタ製鐵業ノ保護助長ヲ圖ルニアリマ  
ス、我ガ製鐵業ガ相當發達致シ、諸稅免稅  
ノ特典ヲ與フルコトガ過當ナル保護ニ失ス  
ルト云フヤウナ現法制定當時ト著シ情勢  
ヲ異ニスルニ至リマシタ今日ノ場合ニ、其  
ノ發達ノ程度ニ應ジ之ガ保護ノ程度ヲ薄ク  
ノ受ケテ製鐵設備ヲ爲ス事業者トノ權衡ヲ  
モ考慮シ、一般ニ改正法ニ適應スルコトト  
爲シタ旨ノ答辯ガゴザイマシタ、尙鐵國策  
ニ關シ、日本製鐵株式會社ハ設立趣旨ヲ十

對スル政府ノ所見ヘ如何、製鐵不足ノ現状ニ於テ、銑鐵關稅引下法案ヲ提出セル理由等ニ付キ質疑ガアリマシテ、之ニ對シ政府ヨリハ、日本製鐵株式會社ハ設立以來、銑業ノ合理化ニ努メツ、アリマスガ、經濟界ノ急激ナル變化ヲ生ジタ現狀ニ於テハ、未ダ十分所期ノ效果ヲ擧ゲ得ザルモ、今後益々其ノ使命ヲ達成すべく努力シツ、アル旨ノ答辯ガアリマシタ、又製鐵關稅引下ニ對シテハ、先年鐵鋼界ノ情勢ニ對スル臨時ノ應急ノ措置トシテ、二箇年ヲ限リ關稅引下ノ案ヲ考ヘマシタノデアリマスルノガ、現在ハ相當數量ノ外國銑ノ輸入ヲ必要トシテ居リマスルモノノ、日本製鐵其ノ他ノ增產計畫モ近ク完成ニ赴キツ、アリマスルノデ、本邦銑鐵ノ供給モ増加致シ、外國銑鐵ノ輸入モ相當緩和セラルル見込ナルノミナラズ、銑鐵ノ增產ヲ折角獎勵シツ、アル現狀ニ鑑ミ、關稅引下ノ事業ニ對スル影響等モ考慮シテ、此ノ際提案致サナカツタノデアリマスガ、本問題ハ一般鐵國策ノ檢討ノ際、考究スル旨ノ答辯ガアリマシタ、以上ハ當委員會ノ大體ノ經過デアリマスガ、之ガ採決ニ當リマシテハ、討論ノ結果全會一致ヲ以テ本案ヲ可決致シタモノデアリマス、以上御報告申上ゲマス

根本ヨリ改メザルベカラザル法律デアルコトヘ議論ノ餘地ハゴザイマセヌ、例ヘバ一年僅カニ三萬五千廻ノ製銑能力及製鋼能カヲ有スル設備ヲ以テ營ム製鐵事業ヘ云々トアリマスガ如キ、全ク時宜ニ適セザルモノデゴザイマス、今日ニ於テ法ノ精神ハ所謂原料自給自足ノ製鐵業獎勵デアラネ、バナリマセヌ、屑鐵ヲ米國ヨリ輸入シ、銑鐵ヲ印度、「ロシア」ヨリ仰ギ、以テ屑鐵製鋼ヲ專ラトセル製鐵業ニ對スル獎勵法ニナッテハ既ニ法ハ死物デアリマス、昨十年度輸入ノ屑鐵百七十萬廻、銑鐵六十萬廻、合計二百三十萬廻、此ノ價額實ニ一億三千八百圓ニアリマス、然ルニ之ヲ鑛石ノ輸入ニ代ヘマスレバ、四百萬廻ヲ以テ製銑シ得ラレマスカラ、一廻當リ十圓ト致シマシテモ、輸入額四千萬圓ニ過ギナイノデアリマス、而シテ鑛石ハ一朝事變發生ノ場合ト雖モ、滿鮮ニ於テ求メ得ベク、安全ニ製鐵國策ノ豫行ガ出來マス、之ガ爲ニハ現商工大臣ノ活眼ニ依ル高爐増設ガ急務デアリマス、現時帝國官民ノ製鋼能力ハ年額實ニ五百萬噸デアリマスルノニ對シテ、製銑能力ハ僅カニ二百萬廻ニ過ギマセヌ、故ニ當局ハ此ノ際高爐新設ヲ獎勵助長シ、之ガ平衡ヲ保タシムルハ勿論、戰時ヲ慮リ豫備高爐ヲ增設獎勵ニマデ躍進セザルベカラザルモノト確信致シマス、小川商工大臣ハ、本案通過ト自給自足ニ何等關係ナシト仰セラレマシタスルモノハ別ト致シマシテ、中小事業家ニガ、高爐建設ニハ巨大ナル資金ヲ要シマス、今本案通過ノ曉、日鐵ノ如キ巨資ヲ有



